有機スズ化合物が高濃度に検出 アスベスト対策はセミナー後改善

フィリピン・セブ島での船舶解撤事業

古谷杉郎
全国安全センター事務局長

● 消長・新陳の激しい船舶解撤業

「解撤(かいてつ)」という言葉を耳にしたことがおありだろうか。船をスクラップにすることを「船舶解撤」という。「船舶解撤業は海運業に対しては、その用いた古船の処理を引き受けるという点で船腹調整機能を果たすし、他方、鉄鋼業に対しては、解撤から回収される鉄屑や伸鉄材という良質の原料の供給者でもある。いわば上手には海運業、下手には鉄鋼業という2大産業に挟まれ、そのはざまに存立するのが造船解撤業である。このため両業界の業況いかんに直接左右されて激しい消長を余儀なくされることにもなる。」(船舶解撤マニュアル―後述)

さらに、船舶の安全性や環境破壊を防止するための国際機関や各国の規制等も影響を与えている。1989年3月にアラスカで起きたタンカー(エクソン・バルディーズ号)座礁事故を契機に、国際海事機構(IMO)は石油流出事故防止のため、船齢25年以上に達したタンカーについて、二重船殻構造にしなければ運行してはならないこととした。また、世界の海運国、荷主、船級協会や保険会社も、船舶の安全性検査を強化し、いわゆるサブ・スタンダード船(老朽船、欠陥船)を排除する傾向が強まっている。しかし近年は、タンカー運賃の高騰により、二重船殻構造に改造することなく、石油積荷方式を「改善」することにより30年まで延命運行しようとする傾向も強まっている。

世界一の造船王国・日本と言われながら、日本国内では現在、船舶解撤はほとんど行われていない(1996年の世界合計967万総トンに対して2.5万トンである)。

歴史的には、1970年中頃から1980年代初めにかけて韓国、台湾の2か国で世界の解撤量の50～70%を消化し、1980年代の半ばからはこの2か国に中国も加わり、世界の70～80%を占めた。しかし、1990年代に入ると主力国であった韓国、台湾は、回収材の需要減、賃金水準の上昇、労働安全衛生や環境保全のための規制が強化されたことにより、解撤業から撤退してしまった。中国においても国の規制により、停滞しているという。1990年代に入って、これらの勢力に代わって

西部セブ工業団地に隣接したアルピリ村の海岸から船舶洋上解撤の現場を望む(左から小島弁護士、中地氏、筆者)

台頭してきたのが、インド、パキスタン、バングラディシュである。これらのインド亜大陸の国々によって、1996年には世界の解撤量の95%が行われるようになった。

世界の解撤量総体は、1985年と1986年に2,000万総トンを超えたが、1990年には10分の1以下に激減し、1992年と1993年には再び1,000万総トンを超えているもののピーク時のほぼ2分の1という状況である。

一方で、1995年央における世界の保有船腹は、およそ4億9千万総トン。仮に船齢25年に達した年に廃船されるものとすると、今後25年間に毎年平均1,960万総トンが解撤需要として発生することになり、現在すでに船齢20年を超えて物理的耐用年数をすぎたとも見られる船舶だけでも1億2,300万総トン(総船腹量の25%)にのぼっているという。

● 造船王国日本の船はどこで解撤される

日本や欧米で船舶の解撤が行われていない理由は、先述の韓国、台湾の撤退理由と同じく、中でも人件費の高さ、労働安全衛生や環境保全に対するより厳しい規制や関心があげられるであろう。

では、造船王国日本の船はどこで解撤されているのだろうか。

運輸省の施策によって、1978年12月に、(財)船舶解撤事業促進協会という団体が設立されている。これは、1973年の石油危機に端を発した世界的な船舶需要の減退により深刻な不況に直面した日本の造船業界に仕事を確保することを直接の目的としたものであった。そして、翌1979年度には、外交海運における船腹過剰の解消、1995年度には、二重構造タンカーへの転換促進が、その目的に加わわりながら、期限付きの事業が延長を重ねてきた。

国の資金をつぎ込み、助成金を交付しても、日本国内での船舶解撤は事業として成立しがたいようである(収入[回収した伸鉄等の売却代金＋助成金]－支出[買船費＋人権費等の解撤工事費]がマイナス)。

そこで、業界の要望によって、日本の造船事業者が外国において解撤事業を実施した場合で

あっても、協会の助成金の対象とする新しい制度が1993年度につくられた。1994年には、日立造船がベトナムで、常石造船がフィリピンにおける解撤事業を開始した（最近、もう1社が中国に）。少し古い数字だが、1993～1996年度の4年間に協会が申請を受理した105万総トンのうち、102万総トンが海外において解撤されているという。

アルピリ村のコミュニティ・ホールで漁民たちとの懇談

現時点では、同協会の業務は1999年度末で終了されることとなっているが、計画量の解撤を達成できないために、50億円近く（1997年8月末）もの補助金が残っていることからも、業界関係者等はさらに事業を継続する必要があると主張している。

なお、世界最大の解撤国となったインドの西部グジャラート州にある解撤のメッカ、アラン海岸に2000年完成をめざす岸壁方式の大型船舶解撤工場を建設する計画に、日本は約70億円の円借款を決めている。

● 船舶解撤業も労災職業病の百貨店

ところで、「造船業は労働災害・職業病の百貨店」とは、万国共通の言い回しのようである。少し古い版だが、ILOの労働安全衛生エンサイクロペディアでも、造船（shipbuilding）作業にみられる健康障害として以下のものをあげている。

①物理的な健康障害—高熱、寒冷等、酸素欠乏、生物工学的問題（狭い作業条件、扱いにくい形状のものや重量物の手作業）、騒音と振動、電気、眼障害を起こす浮遊物

②化学的な健康障害—ガス、ヒューム、有機溶剤、アスベスト、特別な有害物質（鉛塗料、防汚塗料中の有機スズと鉛）、エポキシレジン、油、顔料と表面塗料

③職業病—アーク・アイ、難聴、振動障害、急性気道障害、昏睡と神経・肝・腎障害、石綿肺・悪性中皮腫・肺がん、職業性ぜん息、鉄肺、皮膚炎と刺激性の発疹、白内障（電離放射線やレーザー使用による）

これらは、日本をはじめ各国で各々の実例が確認されているところである。もちろん、これらの要素はいずれも、公害一周辺住民に対する健康障害の要因ともなり得るものである。

船舶解撤作業の労働安全衛生問題や対策を取り上げたものがないか、内外問わず調べてみたが見当たらなかった。もとより、造船作業と同等、おそらくはそれ以上の労働安全衛生面、環境面の問題が存在することは想像に難くない。それらに対する規制や対策なしに作業が進められれば、労働者、住民の安全および健康に重要な事態を生じさせることになる。

前述のインド西部アラン海岸等における現在の解撤事業は、満ち潮の時に船舶を人力で引きを利用して浜辺に引き上げ、潮が引いて砂浜に取り残された船舶をハンマーやガスカッターで人が運べる大きさにまで解体してく。ほとんどの作業が人海戦術で、クレーンなどの大型機械は見当たらない。海岸のあちこちで廃棄物を焼く煙が上がり、海は廃油やサビ、ゴミの垂れ流しで赤茶色に染まっているとなどいう実態が、最近マスコミでも紹介されたので、御存知の方もあるかもしれない。

● フィリピン・セブ島開発と船舶解撤

フィリピンでは、リゾート地としても有名なセブ島において、広島の中堅造船会社、常石造船（資本金1億8千万円、従業員約700人、下請約1,300人、造船会社としては大手7社に次ぐ規模）が、地元の有力財閥のひとつ、アボイテス（Aboitiz）・グループと組んでセブ工業団地開発会社（CIPDI）をつくり、西部セブ工業団地（WCIP）を開発した。セブ島は南北に細長い島であるが、セブ国際空港のあるセブ・シティ、マクタン島は島の東側で、中央の山を越えた西海岸には、かつてアトラス銅鉱山（現在は閉鎖中）で栄えたトレド市。その北側にあるバランバン市の郊外が、工業団地開発の現場である。

工業団地内には、最大4万5千トン（載貨重量）クラスを建造できる新造船・修繕を行うツネイシ・ヘビー・インダストリー（THI、常石グループが80％出資）、船舶解撤および伸鉄製造販売を行うK&Aメタル（同60％出資、常石のオーナーである神原氏のKとアボイテスのAを社名に使用）、船舶設計のツネイシ・テクニカル・サービス（同100％出資）等々、およびイギリス資本のFBM&アボイテス・マリーン（高速艇建造）が操業を開始している。

K&Aメタルが船舶解撤を開始したのが1993年。解撤後の鉄を再利用した伸鉄製造工場も翌年操業を開始した。先述の（財）船舶解撤促進協会を通じた助成金は、常石のセブ島での解撤事業に対して、1993～1997年度の5年間に12隻、38万総トンに4億2千万円（うち国庫分が1億5,600万円）支給されている（ベトナムは14隻、72万2千総トン、8億4,700万円の助成金。中国は1997年度だけで1隻、8千総トン、900万円の助成金）。

● 農民の強制立ち退き・環境破壊

この工業団地開発に伴って、農民たちの強制立ち退きとマングローブ林の伐採、船舶の解撤等による環境汚染等が、日本からの公害輸出という側面も含めて、現地で問題となっていた。

1996年8月に現地を訪れたフィリピンと日本を考える横須賀市民の会のメンバーには、この間、横須賀の造船・基地退職者のアスベスト被害の問題に取り組んできた造船労働者たちも参加しており、翌1997年2月には、全造船機械労働組合関東地方協議会（全造船関東地協）の現地調査団も派遣された。一方、環境問題に取り組む法律家の国際的ネットワークを通じて、マレーシアのエーシャン・レアアースの放射性廃棄物問題やフィリピン・マニラ周辺のカラバルソン総合開発をめぐるODA（政府開発援助）のあり方などを追及していた日本の弁護士たちにも情報と支援の要請が届いていた。

お互いの関与を知った双方が連絡を取り合い、関連のある団体や個人に呼びかけて、「常石セブ造船問題を考える会」（以下「考える会」という）をつくり、1997年7月にも再度現地調査団を派遣した（代表連絡先：東京都千代田区神田駿河台1-7 神田セントラルビル10F 東京駿河台法律事務所、会費1口：団体5千円、個人2千円、郵便振込口座：00270-6-86628）。

調査団は、フィリピン環境・天然資源省（DENR）のセブ地域事務所を訪問し、所長や技術担当者らと話す機会をもった。船舶解撤に伴う環境汚染の問題を質したところ、セブの環境保護団体である環境法律援助センター（ELAC）からの申立によって1997年4月にDENRが現地立ち入り調査を実施した報告書を手渡された。これによると、船は全て乾ドック内で解体されており、洋上に係留されたものはなく、廃油やスラッジは完全に回収され、「海岸には何の廃油の流れ出た形跡もない」状況であったという。しかも、興味深いことに「ベニヤ板やケーブル類、ファイバーグラス、その他の金属類で、市場価値のないものは日本に送り返されている」とされていた。

前回も含めて調査団は、洋上に係留されたまま解撤されている船舶を現場で目にしているし、隣接した海岸の石には茶色の斑点が点々とこびりついていて、廃油の影響が強く疑われた。調査団は出発前に常石の東京支店に工場見学を申し入れ、「ぜひ現地を見てください」とのことであったが、現地では立ち入りを拒否された。バンカー（伝統的な小型漁船）による洋上からの視察の際には、カービン銃をもった警備員が乗船した船が監

視に乗り出してくるという対応だった。

調査団は、解体工場北側に隣接する入江の底泥と海水を採取し、分析のために日本へ持ち帰った。考える会では、この現地調査をふまえて、12月に常石造船に質問状を送った(4月には、全造船関東地協も公開質問状を送っている)。

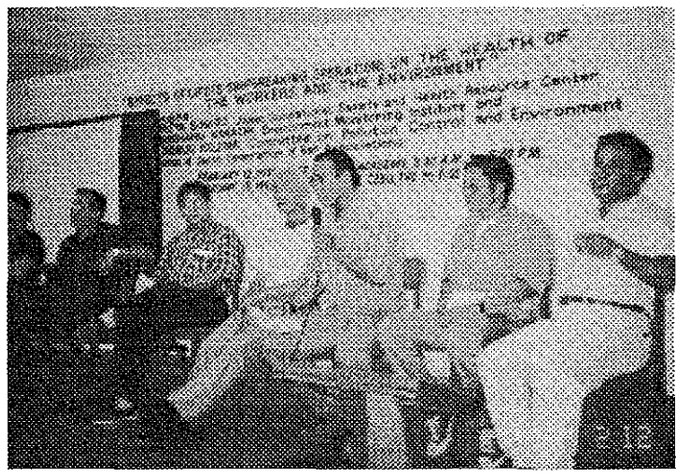

セミナー後半のディスカッションのパネラーたち

● 有機スズの検出濃度は日本の数十倍

調査団が持ち帰った底泥と海水の分析を、ナホトカ号事件等でも実績のある(株)環境管理センターに依頼した。その結果は以下のとおりであった(単位は、いずれも mg/kg)。

計量対象	サンプル A	B
トリブチルスズ(TBT)化合物	4.86	13.6
トリフェニルスズ(TPT)化合物	8.01	22.3
鉛	6.7	13.8
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.07	0.16

TBT、TPT化合物については、日本では環境庁が1985年度から生物モニタリングを、1988年度からは水質および底質についても継続的な定点調査を実施するようになっている。1996年度までのデータ(底質)で最高だったのは、TBTが福岡県洞海湾の1,600ng/g、TPTは大阪湾の340 ng/g。これをmg/kgに換算すると、TBTは1.6 mg/kg、TPTは0.34mg/kgで、セブのデータはTBTで8.5倍、TPTは66倍ということになる。しかも同海湾のデータの高さは例外的に高く、他の地点では高くても0.15mg/kgなので、これと比較すると90倍にものぼる。分析機関でもあまりの高さに驚き、多大な時間をかけて慎重に分析したとのことである。

東京都環境局による東京湾内の測定データ(1995年)では、鉛は最大145mg/kg(東雲橋付近)、PCBは0.37mg/kg(港南大橋付近)で、セブのデータは鉛で10分の1以下、PCBで半分以下にとどまっている。

有機スズのTBT、TPT化合物は最近、俗に「環境ホルモン」として関心を集めている内分泌攪乱物質(1997年8月号参照)としても有名である。殺菌、防汚等の作用を有することから、船底塗料、漁網防汚剤、雑菌剤(TPTのみ)等に使用されている。いずれの有機スズ化合物も難分解性で、動物実験により成長阻害、白血球減少、リンパ球減少などの影響が認められているとされる。

日本では、化学物質審査規制法(化審法)上の特定化学物質として、TBTO(トリブチルスズ=オキシド)のみが原則使用禁止の第1種、TBTO以外のTBT13種およびTPT7種は、製造・輸入前の届出が義務づけられる第2種に指定されている。

日本における現在の使用状況に関しては、法的規制ではないが、(社)日本造船工業会、(社)日本中型造船工業会がTBT系船底防汚塗料の使用の自主停止、全国漁業協同組合連合会、全国かん水養魚協会、(社)日本定置漁業協会および(社)日本塗料工業会が各々有機スズ化合物の使用を自主停止しているという現状である。

● 分析結果の報告兼ねて現地セミナー

鉛やPCBにしても船舶解撤が始まってからわずか5年の時点での数値として考える必要があろう。この結果には、考える会のメンバーも正直驚いた。ともかく、この結果を現地に報告しなければならない。また、前回の調査団は、現地での「安全セミナー」の開催を提案していた。ということで、私(古谷)にお鉢が回ってきて、アスベスト問題を担当することにして、有機スズ化合物等の問題を環境監視研究所の中地重晴氏に協力を依頼、前回の調査団にも参加した小島延夫弁護士に通訳も兼ねていただくこととして、3名で今年2月にセブを訪問することとなった。

2月10日、予定の飛行機より1時間遅れてセブ・シティに到着すると、いきなり待ちかねていたというマスコミ関係者たちと会見。翌日早朝セブ・シティを発ち、建設中(!)のセントラル・ハイウエイで山越えをして約3時間かけてバランバンに到着。建設中のハイウエイ周辺の山林も伐採され、山を削ってゴルフ場および観光地として開発中である(ここでも1,500人以上の人々が追い出しを受けている)。

西部セブ工業団地に隣接したアルピリ村のコミュニティー・ホールで約50名の漁民たち(半農半漁)との懇談と昼食。漁民からは、「労働者も貧しいから(有害とわかっていても)対策がとられていなくても働こうとするだろう」、「対策をとらないならば、私たちとしては常石に出て行ってもらいたい」、「以前はたくさんの種類の貝が取れたが貝がいなくなった」、「海のとくに表面に魚がいなくなった。以前は群れが見えることもあった」、「(農地からの立ち退きや魚介が取れなくなったりして)バランガイ(村)は徐々に崩壊している」等々の話が出された(4頁の写真参照)。

アルピリ村の浜辺は山のきれいな水が湧き出ているところもあって一見非常に美しい。しかし、浜辺や海の中の石をよく見ると前述のとおり茶色の斑点が点々と染みついているのがわかる。湧水の水源地もハイウエイ建設で破壊されて今後どうなっていくか心配である。間近にK&Aメタルが洋上解体している「SANKO LINE」のタンカーが見える。今回もバンカーを出していただき、西部セブ工業団地の全体を洋上から見学した(表紙および3頁の写真参照)。

バランバン市内(市庁舎付近)に宿泊し、夜は地元のバランガイ・キャプテンらとも懇談したが、従業員の約6割(下請も含めて約1,800人?)がバランバン市内の住民が働きに行っている。自分も以前働きに行ったが、当初は防護メガネもなく目をやられた。その後、防護メガネは配給されるようになったというが、とくに下請労働者の安全衛生対策が問題だ等々。

● 船舶解撤の労働者・環境への影響

翌2月12日にはまる1日かけて、市庁舎の真向かいにあるセントフランシス・アカデミーを会場にして、「西部セブ工業団地における船舶解撤事業の労働者および環境に及ぼす影響に関するセミナー」が開催された。参加者は約300名。うち100名くらいアカデミーの生徒たちも参加している。前日会ったアルピリ村等の漁民たち、および西部セブ工業団地の会社で働く労働者たちも、各々数十名参加していた。

午前中は、われわれからのレクチャー。まず私が、アスベスト問題を担当した。日本の建設会社が作成した建築物のアスベスト除去作業の手順を解説したビデオを上映した後、米海軍空母ミッドウエイの改修工事に伴うアスベスト廃棄物の追跡調査から始まり、造船・基地退職者の健康被害の掘り起こし、裁判提訴から退職後の上積み補償協定の締結、被災者救済基金の設立へとつながる横須賀での取り組みの具体的経験を紹介した。

また、船舶解撤で1980年代まで世界のトップシェアを誇っていた台湾で、1996年6月に厚生省が最初のアスベスト肺患者と認定したのが船舶解撤作業に26年間従事した労働者であったこと(1996年11月号41頁参照)。台湾と肩を並べていた韓国で昨年、アスベストによる悪性中皮腫の労災認定第1号がでたが、(解撤作業に従事したかどうか判明していないが)造船労働者であったこと。フィリピンでも、米海軍スービック海軍基地の元労働者800名にアスベスト疾患が発症というマスコミ報道もなされているという事実もあげた。最後に、船舶解撤作業におけるアスベ

スト対策について、米海軍横須賀基地艦船修理廠のアスベスト管理マニュアルを主に引きながら解説した。

続いて、小島延夫弁護士が、前述の分析結果を紹介。環境監視研究所の中地重晴氏が、有機スズ化合物や鉛、PCB等の有害物に関して、とくに日本でも話題になっている『奪われし未来（Our Stolen Future）』の原著からの図などもOHPで示しながら内分泌攪乱物質が世界的に関心を呼んでいる問題についてレクチャーした。

● 多彩な顔ぶれでディスカッション

午後は、パネラーとして、環境・天然資源省の代表、セブ州議会議員、CIPDIのゼネラルマネージャー、宗教界の代表、地元の活動家、地元の医師、THIの労働者代表が壇上に上がり、午前中の報告に対して各々コメントした後、会場参加者を交えたディスカッションが行われた（6頁写真）。

CIPDI側は事前にマスコミに、もし日本側発表データのように西部セブ工業団地前の入江が汚染されているとしたらもっと以前の工業化の影響によるものではないか（汚染源としてバランバン南部のトルドにあったアトラス鉱山を示唆）と、フィリピン大学セブ校の学部長をしているという海洋生物学者の権威づけを借りながら主張。CIPDIのゼネラルマネージャーも同様の発言を行った。

環境・天然資源省から出席した Environmental Quality Division Chief は、フィリピンでは指摘された有害物質に対する法的規制がなく、調査も指導や命令もできていないと説明。参加した州議会議員は、必要ならば立法的措置も含めてこの問題に取り組むよう、州議会で働きかけることを表明した。

アスベスト問題に関しては、フロアからTHIの安全衛生マネージャーが、アスベストがあったとしても燃やしているから大丈夫（！）などと発言。見かねて別の労働者が、一部に使われているが、アスベスト断熱材が張られたままの状態で配管ごと取り外し、その除去は（密閉された）別の建屋内で行われていると説明。その建屋内での安全

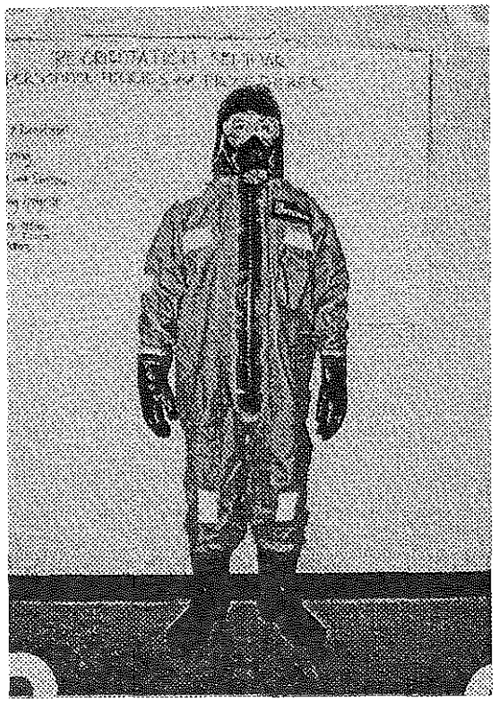

対策はどうなっているのかという質問に対する明確な回答はなかった。

会場からもたくさんの質問や意見表明があり、熱心な議論が展開された。小島延夫弁護士からも、CIPDI側と日本側の合同現場調査の実施を提案。CIPDIのゼネラルマネージャーはただちにその提案に同意したが、最後には、CIPDIは工業団地を管理しているだけなので、工業団地内の各企業の同意がなければできないが、自分としてはその実現のために努力したいと発言した。

その日の晩にセブ・シティに戻り、翌13日には、市内の Center for Deveropment Education & Training of the United Church of Christ in the Philippines において、研究者、専門家、ジャーナリスト等を中心にした小規模の同様のセミナーを行い、14日に帰国した。

● 常石造船からの質問書に対する回答

4月になって、以前提出していた質問書に関して、常石造船から考える会（3日付け）、全造船関

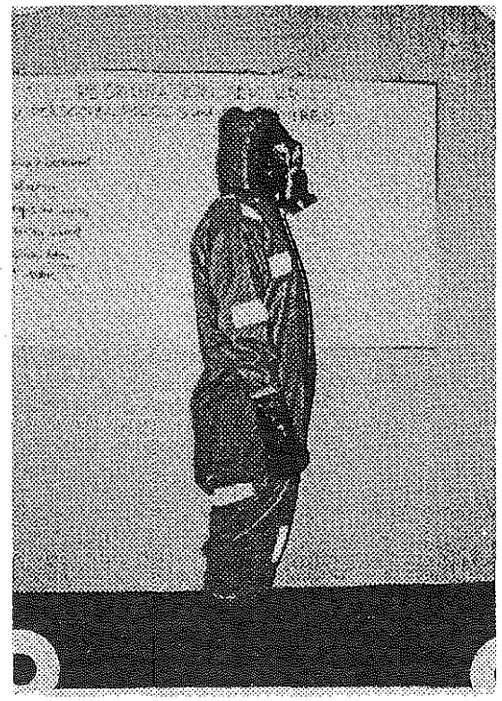

東地協（28日付け）宛てに各々回答書が届けられた。以下にその主な内容を紹介する（住民の強制立ち退きやマングローブ林伐採関係等を除く）。なお、2つの回答書の間に、「セブ島廃船解体／アスベスト対策とらず／高濃度スズも検出」という朝日新聞（23日夕刊）やNHK等の報道がなされている。

①船舶解撤は環境にやさしい事業

フィリピン合弁事業において営んでいる解撤事業は、地球資源の有効活用と地域経済の活性化の一助になると信じています。現地合弁会社は、フィリピンにおける建設産業の需要の一部をまかなうため鉄をリサイクルしています。リサイクルは、鋼鉄を生産するために必要な鉄鉱石の採掘と製錬に代わる最も環境にやさしい代替案です。

今般、フィリピンにおける事業活動についてご指摘をいただき、調査したところ、たしかに解撤作業においてアスベストの処理等、環境への配慮に徹底しない点が見られたため、早速いくつかの点について改善を実行しました。今後も環境への影響をできるだけ少なくする努力を続けていく所存です。

②油抜き時にはオイルフェンス

船の解体は、船を埠頭に係留し、安全対策を施してのちに、船上で重機械等の備品を含め上部を切断することからはじめ、エンジン等のある下部に向かって行います。

解撤工事着工前に本船内の燃料および潤滑油はバージを使用してほとんど陸揚され、伸鉄工場の焼却炉の燃料としてリサイクルされています。その際、バージの周辺にはオイルフェンスを張っています。また、一部残留しているオイルについては解撤工事の行程に従ってオイル漏れの発生する恐れのある箇所については再度オイルフェンスを張って工事を行います。

仮に油漏れ事故が発生した場合、K&Aメタル内手順書に従い処理します。K&Aメタルでは消火艇1隻およびサービスボート2隻を保有し、バケツ、ドラム缶および吸着マットを使用し、油の回収を行うことにしています。しかし、今までに一度もこれらの設備、用具を使用する事態に至ったことはないとのことです。

現在のところ、解撤用ドックの建設計画はないとのことです。

＊過去数度の訪問、視察時にはいずれもオイルフェンスは張られていなかった。

③可燃ゴミは焼却処理

船舶の解体は、まず船舶を機器類と船舶の大部分を占める鋼板に分類した後、再使用可能な機器類は中古機器として、また再使用できない機器はスクラップ金属として再利用します。また、鋼板は伸鉄工場において丸棒に加工され、主に鉄筋コンクリートの骨材として再利用されています。上記のとおり、大部分は再利用されますが、一部は廃棄物となります。解体船から出る廃棄物のうち、固形廃棄物については、可燃ゴミは焼却処理し、不燃ゴミは埋め立て処理しています。液体廃棄物については、使用済み燃料および潤滑油は、伸鉄工場の燃料として再利用します。ビルジは、油分分離器で分離後これも伸鉄工場で燃料として再利用し、スラッジは、焼却炉で焼却処理して

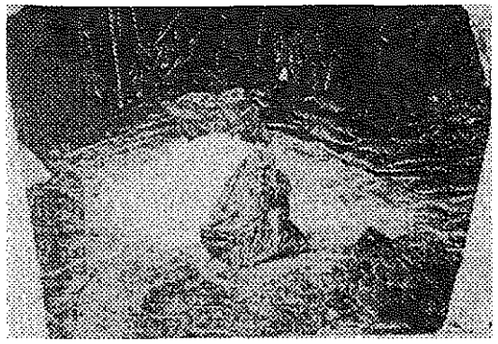
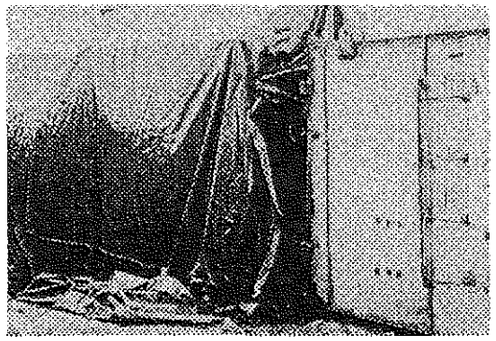

いるとのことです。

K&Aメタルでは開業当初よりDENRより監視を受けており、年4回(3か月毎に)海水に含まれる油、また、年2回(6か月毎に)海水に含まれる鉛および海砂に含まれるクロム金属の検査を外部に委託し、DENRに報告しています。検査結果については、許容範囲内とのことです。

＊可燃ゴミやスラッジ、また後述のとおり鉛、有機スズ等を含有した塗料なども焼却処理しているとのことだが、それによる有害物の排出等のおそれも考えられそうだ。

④鉛、有機スズ等も焼却処理

鉛、有機スズ等；これらの有害物質は塗料の中に含まれている可能性がありますが、塗料は伸鉄作業において同時に焼却されています。伸鉄作業においては温度は最終的に約1,100度に達します。

＊4月23日付け朝日新聞夕刊の記事によると、常石造船側も3月に現場近くの10か所で底泥サンプルを採取。4月22日に、うち3か所のサンプルの分析結果が出されたが、TPTもTBTも考える会の調査の100分の1から500分の1程度の値で「日本の環境レベルと同等程度」としているという。6月5日付け週刊金曜日の記事によると、常石側の採取ポイントはより沖合いに面した場所のもので、残り7か所の数値については「出せるかどうか、数字を見ないとわからない」としているとのことである。

⑤PCBは古い蛍光灯だけ

PCB；国際的な環境調査会社より、1970年以前に製造された蛍光灯中の絶縁材にPCBが使われたことがあるとの情報を得ています。解体船中から撤去した蛍光灯がPCBを含有するか否かは不明ですが、現在はそれらを倉庫に保管しているとの報告を受けています。これらの蛍光灯は、市場で売却されますが、通常に使用される限り危険がないという報告を受けています。

＊PCBは、古い蛍光灯だけではなく、コンデンサーやトランスなどにも使用されている可能性がある。

⑥アスベスト対策は改善

アスベスト；以前は不適切な処理がなされたこともあると聞いておりますが、照会を契機として、現在ではアスベストであることを表示してあるビニール袋に入れ、埋立処理しています。また、作業にあたっては適宜散水するとともに、作業員には専用の防護服を着用させています。これは、国際的にも認められている方法であると理解しています。

＊改善後の状況については、別掲のような写真が添付されている。わかりにくいかもしれないが、撮影日時は2月17、22日で、われわれが現地を訪問した直後のものと思われる。

全造船関東地協宛て回答書では、「新聞等では、現地合弁会社において全く対策が施されていなかったかのような事実に反する報道がなされており、大変遺憾」。「合弁事業開始時に、(財)船舶解撤事業促進協会が発行した『解撤マニュアル』を現地に送付していたが、照会を契機として報告を求めたところ、マニュアルに従えば、作業員は防具服(防じんメガネ、防じんマスク付き)を着用すべきところ、フィリピンの暑さのために、ついつい鼻と口を布で覆い、適宜散水するだけで済ませ、作業をしていたことが判明しました。かような点についてマニュアルによる管理が徹底していなかったため、さっそく防じんメガネや防じんマスク付きの防護服の着用を徹底する措置をとっています(8、9頁写真)。除去されたアスベストについては、そのまま埋め立てていましたが、現在ではアスベストであることを表示したビニール袋に入れ、埋立処理しているとのことです(前頁写真)。その他の点では、すべて一貫してマニュアルに従った対策がとられていたとのことです」としている。

速やかな改善策がとられたことはセミナーを実施した甲斐があるというものだが、「フィリピンの暑さ」も考えれば、前頁左下写真のようにビニールシートで覆ったアスベスト処理用テント内の温度は想像を絶するものと思われ、前頁左上写真のような作業を行うことは10分続けるだけでも大変なことだろう。

⑦有害物質の日本持ち帰りは事実無根

(昨年7月の調査団が環境・天然資源省の地域事務所で「有害物質はすべて日本に持ち帰っている旨連絡を受けている」と聞いたことに関しては、)指摘された事実はありません。ただ、誰がこのような事実無根の話をしたのかを現地合弁会社に調査依頼したく、DENRの担当官の名前をお聞かせいただければ幸いです。

● 運輸省・環境庁とも話し合い

考える会では、常石造船の回答の内容をフィリピン現地に伝えるとともに、4月27日には、「船舶解撤事業の環境対策」に関して、運輸省(海上技術安全局造船課)および環境庁の関係部局との第1回目のミーティングを行った。また、このような回答書を受けて、5月12日付けで、上述の10か所の独自調査結果の提供と再度の質問、合わせて意見交換できる場の設定および会社関係者との共同現地調査の実施をあらためて要望している。

別掲で、回答書の中でてきた(財)船舶解撤事業促進協会が1991年3月に発行した『解撤マニュアル』の内容を若干紹介しておく(囲み参照、海外での解撤事業が助成金の対象とされたのは1993年度からであるから、これは日本国内での解撤事業を想定したものと考えられる)。発行後の国内の環境等法令の改正と齟齬する面があることも含めて、このマニュアル自体を見直すことも建設省との話し合いのテーマのひとつとなった。

また、環境庁の資料によると、日本でも、かつては「船舶ドック周辺水域」の底質等で最大、TBTで102mg/kg、TPTで97.2mg/kgというセブのデータを上回る数値が検出されていることもわかった(「船舶ドック周辺水域」等については、6頁で紹介したデータの調査対象には含まれておらず、なぜか1991年10月17日発表の「有機スズ化合物に係る調査」1回限りしか行われていない)。これには船舶の解撤よりも修繕作業等が影響しているものと考えらるが、その後の推移、現状が懸念される。

船舶の修繕・解撤作業の労働安全衛生、環境問題はこれまでほとんど関心を集めてこなかったが、内外で現状の把握と対策の確立が必要な課題である。

船舶解撤マニュアル

1991年3月　(財)船舶解撤事業促進協会

● 環境保全、公害防止

解撤ヤードにおける環境保全対策は、本船の購入契約ないし受取りの時点で本船内に有害物質が残されているのかどうか、その場所はどこかを明確にし、その防除措置を購入条件に含めることから始まると言ってよい。

ヤードの解撤作業により生ずる有害物質としては、流出油類、アスベスト防熱材屑、船底塗料屑などがある。これらは処理を誤ると従業員の安全を脅かすだけでなく、周辺住民にも迷惑を及ぼすこととなって、損害賠償責任など経営上の大きな負担を生ずることにもなりかねない。

1. 油類の流出防止

(1) タンククリーニングの完了を解撤船の購入ないし受取りの条件とし、厳しくチェックする。ほかに荷油パイプ、バラストライン、ビルジ排出ラインやそれらとシーバルブとの接続部分についても確認する。

注) 別箇所で、タンククリーニングとガスフリーの両作業は、解撤ヤードへの回航中に船主側の責任で行うのが能率的かつ安全。本船を受け取ってからヤード側の作業員が不慣れな機器の操作をするのは危険であって避けたい。また、タンククリーニングやガスフリーの処置が完全であったとしても、高温の季節には少量の残留スラッジからさえガスが発生し、危険となることがある、としている。

(2) 燃料油、潤滑油、システム作動油などの残量と所在を確認する。それらを揚荷するときは、確認作業を行った者の立会いのうえで、揚陸の諸操作をして誤操作を防ぐ。

(3) 機器類の残燃料油や作動油の漏出を防ぐため、それらの機器類を揚陸や中小撤し工程中にそれらの附属パイプラインとともに点検する。

(4) 残油、ビルジ、スロップなどは専門業者に引取ってもらうとよい。残油は海上クレーンなどの燃料に転用してもよい。貯蔵用タンクや油水分離器は常備すべきである。

(5) 海面の汚染を防ぐため揚油中の船や大撤し中の船の周囲には、オイルフェンスを展張する。雨天時に陸岸から油分が浸出するおそれのある箇所にも同様にする。

2. 可燃物の処理

木製品や布製品で売れ残ったもの、スラジ、ウエスなどは焼却施設へ送る。周囲に火気や煙、臭いの被害を及ぼさない場所に焼却炉を設けて燃やしてもよい。灰は埋める。

3. 不燃物、粉じんなどの処理

(1) アスベスト屑、重金属化合物を含む塗料の混入する外板附着生物の焼却灰、錆、泥などは専門処理業者に引取ってもらう。周囲へ飛散したり流出したりしない方法で深く埋めてもよい。

(2) セメント、鋪床材、タイル、保温材、防熱材などの屑、砂利なども専門業者に引取ってもらう。ブルドーザーで集め、埋め、地固めし、撒水するなどして自己処理をしてもよい。

(3) 乾燥期には、毎月数回ヤード内に撒水して粉じんや臭気の拡散を防ぎ、従業員や周辺の住宅へ被害を及ぼさないようにする。

(4) 外板附着生物の腐敗臭を防ぐため、その残骸を早めに焼くか、専門業者に引取ってもらうかする。その作業区域には防虫剤を撒く。

4. 音響と振動の防止(省略)

● 安全と衛生

「安全な環境で安全な方法で作業を行えば、良い品が能率的に生産できる」と言われる。作業環境を整え、作業を計画的に行うことが、とりもなおさず安全衛生管理である。

船舶解撤業においては、①解撤船そのものの保安、②作業員の安全と衛生、③ヤード周辺の環境保全という3点を、そもそもヤードの立地とレイアウトの段階から配慮しなければならない。作業方法は、レイアウトや大撤しブロック揚陸の設備・方法、解撤船の船種、船型、装備によってそれぞれ違ったものとなる。

解撤船自体の安全体制は、その購入と受取りの段階から売主の協力を得て図面や資料等を整えて検討し、準備されるべきことは既に述べた。

解撤作業そのものは、大重量物を切断し、解体する単純作業がその大部分を占めるものであるので、大がかりな安全設備を用意するよりは、個々の作業における創意工夫によって安全衛生を図るのに適している。職場において考案された手軽で安全な手段でタイミングよく行うことである。

各ヤードに共通すると考えられる対策を以下に列挙する。

1. 解撤船の保安

(1) 火災と爆発の防止(省略)

(2) 係船の安全(省略)

2. 人命の安全

(1) 安全体制

i) ガス切断、車両の運転、玉掛け、高圧ガスの取扱いには、それぞれ技能資格が必要であり、資格取得後も訓練を重ねるようにしたい。汽缶、電気、毒物などの取扱いについても資格が必要となることがある。

ii) 車両、機器、揚重機、索具、配管、配線などの安全や強度を点検する制度をつくり、実行する。

iii) 積載、吊揚げ、タンククリーニング、ガスや酸素の検知、爆発物、可燃物、圧力容器などの取扱い、CO^2やNH^3などの有毒ガスや毒物の取扱い、回収材の分類、整理、保護具の着用などについて規則を制定する。

iv) 吊荷の下方などの危険区域から人払いする。甲板孔へは仮蓋をする。ブロックや機器などの吊荷の構造、強度、安全性を確認する。火薬、油、高圧ガス、毒物などの所在を確かめ、処理をする。切断位置、順序、切断形状などを予め計画してから切断する。上下位同時切断は避けるなど、作業管理の徹底を図る。

v) 社会保険に加入する。定期的に健康検査する。

(2) 火災、爆発、酸素欠乏、中毒などの防止

i) 圧力容器、可燃物容器、パイプラインなどの残圧、残油、残ガスの除去

ii) タンク、船艙、密閉区域内のガス、酸素濃度の検知、ハッチ扉、マンホールの開放、危険なあるいは有害な積荷の揚陸と清掃とが完了していることの確認。

iii) ガスや酸素の配管、ホース、ヘッダー、切断機のバルブなどからの漏洩がないかの点検

iv) 放出未済のCO^2、フレオン、アンモニアなどは、できれば専門業者に処理してもらう。密閉して容器ごと買取ってもらう。

v) 万一の場合の退避通路の確保

(3) 墜落の防止

i) 高所での命綱着用、命綱取付け個所の確認、親綱設置の確認

ii) 旋回と伸縮が可能な足場ゲージ付きの高所作業車を使用する。あるいは吊り足場を設ける。

iii) 水上作業時のライフジャケットの着用

iv) 甲板やホリゾンタル材の開口には標示したり、仮蓋を設けたりする。

v) 梯子は固縛し、昇降時は両手を使う。

vi) 作業用通路の確保、作業床の整理

(4) 落下、飛散の防止

i) 揚重機、吊り具、ワイヤー類の点検

ii) 玉掛け穴の寸法、精度、傷、強度の点検、重心と吊揚げバランスを考慮したり吊り穴位置とワイヤーの長さの確認

iii) 吊揚げる物体の上から、落下するおそれのあるものを除く。

iv) 玉掛けをしたら、ワイヤーの緊張状態を確認し、切断残し個所を安全側から切断する。吊り荷が地を離れたらいったん停止し、吊り状態を点検してから移動する。

v) 吊り荷の下やブロックを切断、倒壊、投下する作業の下方や周辺は人払いする。

vi) 船内や立体ブロック切断個所で、上下方向同時の作業は避ける。

vii) 小撤し作業における骨材や曲り材の切断は、安全側から行う。

viii) 小撤しヤードはよく整頓し、スクラップの堆積の上での切断作業は避ける。

ix) 背の高い物体の縦据置きはなるべく避ける。やむをえない場合には、地盤や基礎盤木を確認する。

x) 鋳鉄材を重錘によって砕く作業では、飛散防止用の囲いをする。周辺は人払いする。

(5) 保護具の着用その他

i) 撤去や切断で有毒ガスや粉じんを生ずる場合には、防毒マスク、防じん眼鏡などを着用する。亜鉛メッキ面や重金属化合物を含む塗装面のガス切断にも防じんマスクを着用する。

ii) ほかに、安全帽、安全靴、防護服、耳栓、手袋、命綱などの着用を励行する。

iii) アスベストの防熱材、保温材の取外し作業には、防じんマスク、防じん眼鏡を着ける。皮膚の露出部は被う。作業後はうがいし、入浴し、着替える。

iv) 煙や臭気を生ずる切断作業は、風上側から行う。

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

5月28日にカナダ政府が、フランスの昨年のアスベスト禁止措置が非関税貿易障壁であるとして世界貿易機関（WTO）に正式に提訴したことに対して、6月30日には、イギリス、デンマーク、オーストラリア等において、現地のカナダ大使館に抗議するデモンストレーションが取り組まれた。

イギリスの建設安全キャンペーン（Construction Safety Campaign）がこの抗議行動への参加を呼びかけたビラから、この間の動きを再度整理して紹介しておこう。

× × ×

1997年6月20日；トニー・ブレア（注：当時選出したばかりのイギリス新首相）が、イギリスのアスベスト禁止に関心をかき立てているカナダの首相と会見。

1997年9月17日；カナダ政府は、開発途上国向けのアスベストの安全管理（疾病）に関する教育プログラムに“25万ドル”の援助を行うと発表。

1997年9月30日；カナダの“専門家”の代表団が、アスベストに関する情報を交換するために、イギリスの安全衛生局（HSE）の担当者たちと会見。

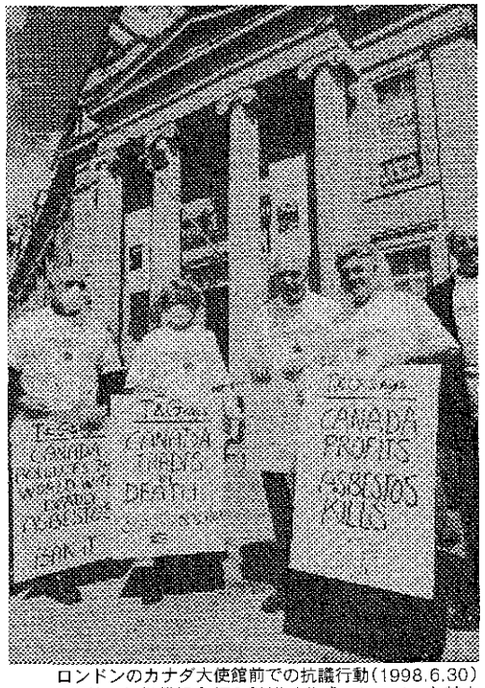
ロンドンのカナダ大使館前での抗議行動（1998.6.30）
運輸一般労働組合（T&GWU）作成のアスベスト禁止キャンペーン用Tシャツを着ている参加者

1997年10月22日；カナダ首相が、ロンドンにおけるイギリス連邦政府首脳会議の場で再びトニー・ブレアと会見。

1997年12月18日；6つのアスベスト生産諸国（ブラジル、カナダ、ロシア、南アフリカ、スワジランド、ジンバブエ）の合同ミーティング開催。

1998年2月；欧州共同体（EC）が、ブレーキへのアスベスト使用を禁止する指令（directive）を発令。

1998年3月；カナダのアスベスト生産業者が、クリソタイル・アスベスト製品の使用を促進するために、ヨーロッパのジャーナリストたちのカナダへの旅行を主催。

1998年4月22日；欧州連合（EU）が、ヨーロッパにおけるアスベストの禁止を要求したレポートを採用。

1998年5月28日、カナダ政府は、世界貿易機関（WTO）に対してフランスのアスベスト禁止（およびそのイギリスに対するあらゆる影響）を紛争処理手続にかける意向をプレスリリースによって発表した。

イギリスのカナダ大使館抗議行動

London, U.K., 1998.6.30

＊以下は、Rory O'Neill（Hazards/WHIN, U.K.）からの6月30日13:03付けE-mail。

百名のイギリスのアスベスト禁止キャンペーン活動家たちが、今朝（6月30日）、ロンドンのカナダ大使館前で抗議行動を行った（前頁写真）。

アスベスト被災者や他の労働災害被災者、イギリスの労働組合活動家を含むキャンペーン・グループは、欧州連合（EU）がアスベストを禁止する計画を阻止しようとする法的挑戦を放棄するようカナダ政府に対して要求した。

カナダ大使館の前で、Mick Holder（ロンドン・ハザーズセンター）は、「カナダ大使館を訪れたカナダ人たちは、彼らの政府がこの毒物を世界中に売りまわっていることを知らず、それを知ってショックを受けていた」と語った。

カナダは、アスベスト製品の主要な生産国ではあるが、主要な消費国ではない。全生産量の90％以上を輸出しているのであり、その半分以上が開発途上国向けである。

開発途上国においても徐々にアスベストの使用を制限あるいは禁止しつつあるが、開発途上国へのアスベストの輸出は、毎年7％ずつ上昇してきている。カナダ政府は、開発途上国への攻勢の意図を隠していない。

アスベスト禁止キャンペーンを支持する組織は、EUおよびそのメンバー諸国、ヨーロッパ労連（ETUC）、国際建設・林産労働組合連盟（IFBWW）、イギリス国内の各労働組合および安全衛生キャンペーン組織を含んでいる。

われわれは、カナダ、アメリカ、オーストラリアおよびヨーロッパ中の組織から、この行動を支持するメッセージを受けた。

カナダの高等弁務官代理（Deputy High Commissioner）は、抗議の手紙を受け取るべきである。

デンマークのカナダ大使館抗議行動

Copenhagen, Denmark, 1998.6.30

＊以下は、コペンハーゲン建設労働組合共同行動（Cooperation of Construction Trade of Copenhagen）のHenrik Blaabjerg氏およびAAA（Aktionsgruppen Arbejdere Akademikere）のJesper Nielsen氏連名のデンマークのカナダ大使館およびカナダ政府宛ての公開状である。

労働安全衛生の専門家および建設労働者の代表たちのグループとして、われわれは、カナダ政府が今年5月に脅迫から行動に移り、フランスのアスベスト禁止に対抗する提訴を世界貿易機関（WTO）に申し立てたことを知ったときのわれわれの強い嫌悪感（disgust）を示すためにこの手紙を提出する。

フランスはしかし、すでにアスベストを禁止したヨーロッパの多くの国々のひとつでしかない。デンマークにおいては、われわれは10年以上も前にそのような禁止措置をとっており、また、以前のアスベスト曝露によってがんに罹患する多くの人々をいまなお目撃している。われわれの組織は、そのような被災者を見続けているからこそ、長い間アスベスト禁止のために取り組んできたのである。

デンマーク・コペンハーゲンでの抗議行動（現地の新聞から）
アスベスト作業用防護服を着用してデモンストレーション

今回の行動によって、カナダは、労働および環境に起因したがんの予防に真剣に取り組んでいる国としての自らの評判を損なうことになると信ずる。われわれは、カナダ政府はWTOから提訴を撤回すべきであると要求する。肺がんや中皮腫のような致死的な疾病を引き起こすことが40年以上も前から科学的に知られているこの物質を禁止すべきことを、世界中の保健問題の専門家たちが勧告している。今日では、この危険性についての科学的論争などはとっくに過去のものとなっている。

われわれは、カナダのアスベスト鉱山では約2,000人の労働者が働いていることを知っている。しかしながら、われわれの見解では、これらの仲間たちは、その高利益を維持するための不正義の闘いをすすめる少数のアスベスト企業による人質となっている。われわれはそれらの仲間たちに、たとえば環境と健康にやさしいアスベストの代替物質の製造を開始するなど、社会的に持続可能な移行のために闘うよう呼びかける。

WTOから提訴を撤回した上で、われわれはあなたに、最近建設・林業労働者の国際産別組織であるIFBWW（国際建設・林産労働組合連盟）が要求（22頁参照）したように、デンマーク、フランスおよび他のヨーロッパ諸国とともに、アスベストおよびアスベスト含有物の採掘、貿易、製造および使用を世界的規模で禁止するために働くよう要求する。

SHC

カナダ国内における抗議行動

Windosor, Ontario, Canada, 1998.6.19

＊以下は、ウインザーがん予防連合（Windsor Cancer Prevention Coalition, Ontario, Canada）のカナダ副首相 Herb Gray 宛ての6月19日付けの手紙である。

われわれは、カナダ政府によるアスベスト貿易の防衛に重大な関心を寄せている。あなたの政府は、科学的な証拠およびこの貿易によって引き起こされるリスクを誤って伝えている。

100か国以上の数千万人の労働者を代表する労働団体とともに、われわれは、アスベスト関連疾患の流行という確実な根拠のある疫学的証拠に基づいた―ヨーロッパのアスベスト輸入の禁止に対するカナダ政府のWTOにおける挑戦は恥ずべきものであり、避けることのできる数万人の死亡者につながることになると信じている。カナダ政府は、地球規模での産業虐殺を積極的に助長しているのである。

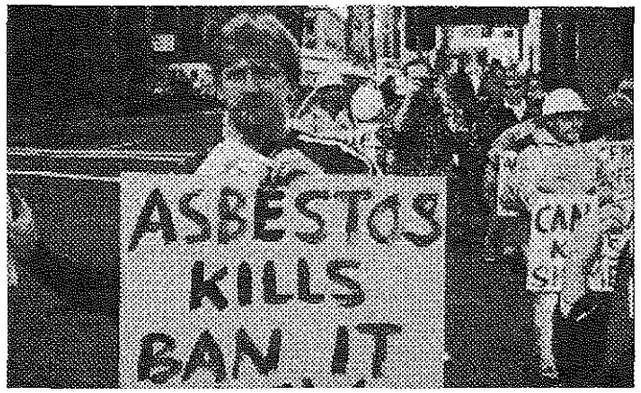

オーストラリアにおける抗議行動
建設・森林・鉱山・エネルギー労働組合等が中心となった。この写真は、
http://www.nic.net.au/~glw/

カナダの労働者たちも、アスベスト疾患に対する免疫はない。教師、航空機乗務員、事務労働者、建設労働者、化学産業の労働者、アスベスト貿易のなかで働いている労働者たちが、この国内においてもすでに死んでいるし、死に続けている。

アスベストの使用を促進するという政策はシニカルである。カナダ政府は、ヨーロッパにおける市場が次第に減少していることを知っている；成長し続けている第3世界における市場を確保し、守ろうとしている。輸出の50％以上がこの市場向けのものである。

適切に管理されていればアスベストの使用は安全だというカナダ政府の主張は、適切な法律も安全規則も強制力もない国々を基本的な輸出市場としていたのでは、内容のない飾り物である。

そのうえ、カナダ政府は、アスベストを防衛するために虚偽あるいは誤った情報を用いている。ヨーロッパにおいて、アスベストの代替品もアスベストと同様の危険性と、不適当なリスクを生じさせる可能性があると主張している一方で、自らの Health Canada ウエブサイトでカナダ国民に対しては、「代替物質は一般住民に対して重要なリスクを引き起こすことはなさそうだ」とアドバイスしているのである。

このペテンには多くの危険な影響がある。もし、カナダがWTOにおいて、アスベスト―最もよく研究され、認識され、能力のある産業毒素（industrial toxin）―は自由に流通されなければならないという決定を確立した場合には、産業毒素を販売するすべての製造業者が、彼らの輸出は保障されていると考えるであろう。持続性有機汚染物質（POPs: Persistent Organic Pollutants）の地球的規模での禁止を促進しているカナダの現在の努力は、元の木阿弥になってしまうだろう。

地球規模での禁止の結果として職を失うことになるアスベスト産業の労働者たちの生活に対しては、われわれはカナダ政府と関心を共有している。しかしながら、カナダのアスベスト労働者の大部分はすでに職を失っており、この産業のわずかな部分が生き残っているだけである。われわれは、責任ある政府は、理由の如何を問わず産業の衰退によって影響を受ける地域の経済的再生を促進することに注意を払うであろうと信ずる。

われわれの代表者の訪問は、3大陸におけるカナダ政府の機関に対する数多くの働きかけの最初のものとなるだろう。アスベスト防衛が成功したとすれば、次の世紀にまで継続することになる地球規模での職業病の大惨事を引き起こすことになるということをカナダ政府が理解するまで、キャンペーンは続けられるだろう。

われわれは、あなたとあなたの政府が、現代における最大の industrial killer による死を終わらせるために責任ある行動をとるよう要求する。

現在、カナダ政府の政策は、自国の名声を損なうとともに、数千名の人々の健康を損ない続けている。国際貿易交渉のなかで、国内および海外の人々の健康を無視することがないように、この政策は変更されなければならない。

SHC

FACTSHEET: Alternatives to asbestos

アスベストの代替物質

London Hazards Centre, The Daily Hazards, No. 59, July 1998

日々職場であるいは家庭で使われる製品で、致死的なアスベストで作られまたは含有しなければならないものは何ひとつない―にもかかわらず、いまなお3,000もの職場あるいは家庭がこの毒物を含有した製品によって作られている。

仕事や製品を再設計することにより、あるいは、より安全な別のものを用いることによって、アスベストの使用を根絶することは可能である。

製造業者は、より安全な代替繊維製品をつくっており、吸入したり健康を損なうことがないように繊維のサイズをコントロールすることが可能である。アスベスト繊維は弾性を強化するためにセメントに混入されるが、ノン・アスベスト繊維は同じ働きをさせるために使うことができる。あるいは、金属やプラスティックの層を形成することによって繊維状セメントが完全にとって替わることも可能である。

(イギリスの)アスベスト作業管理規則第8条は、「リスクを生じさせない、あるいは、アスベストよりもリスクの少ない代替物質に替えることが可能な場合には、そのような(アスベスト)曝露の防止がなされるべきである」と規定している。

健康有害物質管理規則もまた、可能な場合には必ず「より安全な代替物質」を使用しなければならないことをはっきりさせている。

イギリスの3つの主要な労働組合、UCATT、GMB、UNISON では組合員に対して、アスベスト含有製品を使用しないこと、および、この規定に従ってより安全な代替物質を要求するよう促している。他の労働組合のメンバーは、各組合の方針をチェックしてみてほしい。

アスベスト代替物質のいくつかは、完全にはリスク・ゼロではない。

アスベストの代替物質

●人造無機繊維(MMF: Manufactured Inorganic Fibres)

人造繊維の最大の長所は、その直径を吸入(呼吸)可能でないように製造することができることである。

セラミック(Ceramic)繊維は、主に高温用断熱材として使用され、断熱処理した炉でよくみられる。また、ロープにも使用される。繊維の直径はコントロールされていない場合が多く、ほとんどの形状が危険な繊維を含んでいる。がんの危険性がある。

グラス(Glass)ファイバーは、現在では多くの専門家によってクリソタイルと同程度に危険だと信じられているが、産業界は異議を唱えている。以前のロンドン・ハザーズセンターの調査では、咽喉がんの危険性を明らかにしている。

多くのファイバーグラス製品が吸入可能なサイズの繊維を含んでいる。一般建築物、屋根、壁の中の断熱材、および以前につくられた機械装置、車の車体、シート等の中の工業製品として使用されている。皮膚および眼の炎症を起こすとともに、がんの危険性もある。

グラスウールおよびストーンウールは、製品の形状を維持させ、ダストの発生を減少させるために、結合材を加えた繊維と油のゆるやかな塊である。主に断熱材に使用される。両方とも吸入可能で、がんの危険性のある一定の範囲の繊維を含んでいる。

●自然生成結晶性繊維および他の鉱物

珪灰石(Wollastonite)は、自然に生成したカルシウム・シリカの結晶性物質である。これおよび同類の物質に曝露すると、炎症、線維症、じん肺、肺機能障害、肺気腫、胸膜の石灰化、気道閉塞等の呼吸症状を引き起こす。

パーライト(Perlite)は、膨張した火山岩であり、他の鉱物繊維および結合材と混ぜ合わせて断熱ボードをつくる。

●自然有機繊維

コットン(綿)繊維は、長期的な健康影響を引き起こし、診断が遅れることもしばしばである。コットンは、綿花肺(byssinosis)という肺疾患を引き起こす。

細かくちぎった紙(shredded paper)は、壁に詰めて断熱材として使用される。眼、鼻、咽喉に炎症を起こすことがある。

セルロース(Celllose)繊維もまた、断熱材その他で使用される。入手可能な証拠によれば、がんを助長させる能力はアスベストよりもはるかに小さいとされている。しかしながら、知られていることは少なく、セルロース繊維は呼吸器系の他の疾患に寄与している

アメリカの石綿労働者のイギリスへの連帯

AFL-CIO BCTD,USA, 1998.4.24

AFL-CIO 保温・保冷工、アスベスト労働者国際協会(アメリカ、International Association of Heat and Frost Insulators and Asbestos Workers)議長 William G. Bernard は、イギリスの運輸一般労働組合(T&G: Transport and General Workers Union)が提案しているイギリスにおけるあらゆる種類のアスベストの全面禁止を支持することを誓約した。

この誓約は、Bernard、運輸一般労働組合の建築・建設・民間土木工事部門(Building, Construction, and Civil Engineering Section)の National Secretary、George Henderson、国立労働安全衛生研究所(アメリカ、NIOSH)のディレクター Dr. Linda Rosenstock とのミーティングの結果生まれた。Henderson は、4月20-22日に開催された(AFL-CIOの)建築・建設労働組合局(BCTD: Building and Construction Trades Department)の全国会議に海外から参加した建設労働組合の代表のひとりである。Bernard、Henderson、Rosenstock のミーティングは、アメリカにおける200万人の建設労働者の代表であるBCTD議長 Robert A. Georgine によってアレンジされた。Georgine議長はまた、国際建設研究所(ICI: International Construction Institute)の議長も務めている。

イギリス政府は、他の種類のアスベストはすでに禁止しているものの、最近数か月間、"白"アスベストあるいはクリソタイルと呼ばれるものを禁止するという公約を実行することに躊躇している。この躊躇は、クリソタイルは他の種類のアスベストとは"異なり"、それらと同じように規制すべきではないと主張している、いくつかのカナダの製造業者によって指揮されたキャンペーン、ロビイング活動の結果であるとみられている。

しかし、Bernard その他がミーティングで Henderson に助言したように、クリソタイルに

かもしれない。

●**人造有機繊維**

ケブラー(Kevlar(パラ-アラミッド(para-aramid))繊維。欧州委員会の第3総局(DG Ⅲ)に最近提出されたレポートでは、「イギリスの安全衛生局(HSE)のレポートおよびより最近の世界保健機関(WHO)と国際がん研究機関(IARC)の結論は、パラ-アラミッド繊維は、肺線維症、肺がん、中皮腫を引き起こすリスクがクリソタイル・アスベストよりも低そうであると示唆している」としている。繊維のサイズを容易にコントロールすることができ、頑丈さと断熱性が良好である。専門的な用途に限られており、一般にはみられない。

ポリビニルアルコール(PVA: Polybinyl-alcohol)繊維は、簡単に細かい繊維に割けることはない、と独立した研究機関である環境資源管理(ERM: Environmental Resources Management)は言っている。(ERMは、)商業的に使用されているPVA繊維の直径は、永続性の吸入可能な繊維に関連する疾患を引き起こす重大なリスクはなさそうだと考えている。

ポリスチレン(Polystyrene)は、ゆるやかに充填する断熱材シートに詰めるのに使用することができる。熱すると有毒なヒュームを発する。

代替物質の危険性

いくつかのアスベスト代替物質もまた繊維状の物質からなっており、すべての繊維が危険性をもつ可能性があることから、これらもまた一定の危険性がある。

●**吸入**すると、鼻、口、咽喉、喉頭や肺の表面を汚染する。生物学的持続性のある(変化することなしに何年間も体内にとどまる)繊維は、身体中を移動することができ、その存在する場所に損傷やがんを引き起こす。アスベストおよびいくつかのグラスファイバーが、肋骨と肺の間の滑らかな内側(中皮 mesothelium)にまで到達するのはこのためである。相対的に低レベルの粉じん曝露が、鼻、咽喉、肺の身体防護機能を妨げ、炎症、感染、アレルギーのリスクを効率的に上昇させる働きをする。

●飲み込んだ食物や唾液にそれらの繊維がつくことによる**経口摂取**。食道、胃、腸の傷つきやすい内側の表面を傷つけ、障害やがんを引き起こすことがある。

●皮膚や眼への**接触**。組織の肥厚や基底細胞がん(一種の皮膚がん)から、かゆみ、炎症その他にいたる幅のある健康障害を引き起こすことがある。このやっかいな皮膚症状はとりわけファイバーグラス作業が関連がある。

公式なアドバイス

世界保健機関(WHO)、国際がん研究機関(IARC)、(イギリスの)安全衛生局(HSE)は、これらの繊維による汚染に関する見解を表明し、様々な勧告を行っている:

●可能な限り製造業者は、繊維のサイズを吸入可能でないようにするか、または少なくとも肺の奥にまで到達するほど小さくしないようにすべきである。

●吸入可能なほど小さい直径の繊維が必要な場合には、身体の清掃機能に抵抗せず(生物学的持続性をもたない)、また、他の有害な結果をもたらさないようにしなければならない。毎日規則的に代替物質に曝露する場合には、生物学的持続性がなく、すなわち、一定の量がたえず残っていたとしても前に曝露したものは分解してしまって毎日更新されるように、注意すべきである。

●吸入性および生物学的持続性のあるすべての繊維は、有害性およびがんを引き起こす能力(発がん性)に関する試験を受けなければならない。

イギリスのハザーズキャンペーンの活動家たちは、健康リスクが完全に調査されていない繊維への曝露は、よりよいデータが入手可能になり、その安全な使用に関する公開の決定がなされるまでは禁止されるべきであると主張している。

アスベストの代替可能な対象

—セメントパイプ、側溝、下水管、その他
—屋根、壁用のセメント板
—床タイル
—パイプ保温材
—すべての形状の断熱材
—天井、壁の装飾製品
—梱包用品
—ガスケット、シール材
—車両のクラッチ・プレート
—車両のブレーキ・ライニング、ブレーキ・パッド
—空洞壁の絶縁材
—アイロン板のホット・パッド
—レンジの絶縁材
—night storage heater の部品
—ファイアー・ブランケット
—その他、多数

SHC

ついてイギリスにおいてカナダの製造業者たちによって提出されたこの主張は、新しいものは何もなく、また実際、多くの科学者および少なくとも2つのアメリカ合衆国政府の機関—国立労働安全衛生研究所(NIOSH)と労働安全衛生庁(OSHA)を含む—によっても、そのようにみなされ、拒絶されている。

出席者たちは、いくつかの批判点について焦点を当てた。

・クリソタイルは他の種類のアスベストと全く同様に致死的なものである:

クリソタイルが、他の種類のアスベストと同様に、肺がんによる多数の死亡を引き起こすことは明白である; 科学者たちの間での唯一の意見の相違は、クリソタイルが他の種類のアスベストと同様に、(非常にまれながんである)中皮腫による多数の死亡を引き起こすかどうかという点だけである。

・クリソタイルは一般的に他の種類のアスベストと見分けがつかない:

クリソタイルがともかくより危険でなかったとしても、それはめったに"純粋(pure)"な状態では存在せず、しばしば他の種類のアスベストと混合しているのであり、なおこれは禁止されるべきである。

・適切なアスベスト(使用)およびおそらく低いレベルのアスベスト曝露による死亡、疾病に関する証拠が増大しつつある:

クリソタイルは適切に安全ではあり得ない; 二次的曝露でしかないアスベスト労働者の家族の場合と同様、学校、デイケアセンター、病院、事務所用ビルのような非工業的建築物におけるいわゆる"第3の波"の中でのアスベスト曝露による病気や死亡の証拠もかなりの数にのぼっている。実際、アメリカにおける建築物の中のアスベスト除去の要求は、学校やデイケアセンターにおける子供たちの健康に対する懸念から出発している。

・安全な使用を保証する法令の執行体制は不十分である:

法令による規制よりもアスベストを禁止する必要があるということは、法令が制定されたとしても、それを実行させる資源・力が欠如していることから、より強調されるべきである。

このミーティングには、Bernard, Henderson, Rosenstock の3人の他に、NIOSHの Mel Myers、アスベスト労働者の副議長 Jack Keane、屋根・防水工・関連合同労働組合(United Roofers, waterproofers and Allied Workers)の John Barnhard、アリスハミルトン労働衛生センターの Brian Christopher らが参加した。

SHC

建設・林業労働者はEUのアスベスト禁止を支持

IFBWW Press Release, 1998.6.15

国際建設・林産労働組合連盟（The International Federation of Building and Wood Workers: IFBWW）とヨーロッパ建設・林産労働組合連盟（EFBWW）、ノルディック建設・林産労働組合連盟（NFBWW）は、欧州連合（EU）がアスベストを禁止することを促進し、世界規模でのアスベストの採掘、加工、流通および使用を禁止することを要求する。これは、安全な使用が存在しないアスベストのような危険な繊維から労働者を防護するための唯一の方法である。

この理由から、建設・林業労働者は、アスベストの採掘、アスベストの貿易、アスベストの加工あるいはアスベストの使用の禁止につながる各国政府のあらゆるイニシアティブを支持する。アスベストの全面的な禁止については、現在、ヨーロッパ連合（EU）の内部で議論されている。15の加盟国のうちの12か国が、委員会（Commission）に全面的禁止に向けてのイニシアティブをとるよう求めている。その目標は、現在のイギリスの（EU閣僚会議）議長任期中に（注：6月末で終了）、いわゆる白アスベスト（クリソタイル）を含めたすべての種類のアスベストの禁止に関するEUとしての最終的な決定を得ることである。このような決定を妨害する試みが激しくなっている。昨年中、アスベスト産出国であるカナダは、大がかりにEU委員会（Commission）および議長国であるイギリスに対してロビー活動を行った。先週、カナダは正式に、世界貿易機関（World Trade Organi-sation: WTO））に対して、WTOの紛争解決手続を開始するよう求めた。カナダ政府の要求は、アスベストをすでに禁止したフランスが、カナダからこの製品の輸入を受け入れることである。3つの労働組合連盟は、すべての政府が、WTOのなかでカナダのイニシアティブを非難するよう要求する。

過去数年間にわたり、カナダの鉱山産業は、白アスベストの安全な取り扱いと使用を絞り出すことは可能であり、従業員あるいは他の人々への発がんリスクはないと主張してきた。しかし、建設労働者がアスベスト含有製品の使用、また、建築物や他の製品の修理、保全、解体の双方でアスベストに曝露する、日稼仕事（day-to-day work）の状況は、そのような「管理使用」からはかけ離れたものである。とりわけ、アスベストやアスベスト含有廃棄物の輸入がいまなお認められているような開発途上国においては、まったく不可能なことである。貧しい国々の建築労働者や他の人々はしばしばアスベストに曝露している；致命的な肺疾患を避ける（ためにそのような仕事につかない）ことが餓死につながるような国々では、非常に劣悪な安全衛生条件のもとで働いている。

労働組合組織は、現在、たくさんのアスベスト代替品が市場で入手可能であることを指摘する。にもかかわらず、多くの国々において建設業においては、アスベスト・セメント、アスベスト吹付け材や同様のアスベスト製品のかたちでいまなおアスベストが使われ続けている。この主な理由は、未加工のアスベストによるコストの節減であり、これは、アスベスト製品のための世界市場を創造している多国籍企業と同様に、アスベスト採掘企業に高利潤を生じさせている。労働者の健康および社会の長期的な経済的利益を保護するために、労働組合は、安全で環境にやさしい代替製品を速やかに使用することを要求する。長い目でみて申し分なく健康的で環境にやさしい作業場所こそが、安全な作業場所と言えるのである。

3つの労働組合連盟は、製品転換の期間中は、影響を受ける労働者たちは政府からの支援を受けるべきだと考えている。これは、社会的な混乱を避け、彼らの専門的な活動の継続を保証することになるだろう。同様の意味で、影響を受ける雇用主たちもまた政府からの支援を受けられるべきである。

＊IFBWWは、115か国、272の労働組合に組織された1,300万名の労働者で構成されている。このプレス・リリースの原文は、http://www.ifbww.org/~fitbb/INFO_PUBS_SOLIDAR/Press_-_EU_ban_asbestos.html で入手することができる。

国際建設研究所理事会の決議

International Construction Institute, ILO, Geneva, 1998.6.16-19

国際建設研究所（ICI: International Construction Institute）の理事会（General Board）は、関心を集めつつあるアスベストの使用の問題に関する進展の状況およびクリソタイル・アスベストの世界規模での禁止に向けた最近の動向に、慎重な注意を払った。それゆえ、科学諮問委員会（Scientific Advisory Committee）に、この問題を慎重に検討し、短期的および長期的にICIがとるべきアプローチについて結論を出すよう勧告した。委員会は、国際建設労働安全衛生（ICOSH: International Construction Occupational Safety and Health）は、クリソタイル・アスベストに関する現在の情報のすべてを再検討し、次のICIニューズレターに報告すべきことを勧告した。さらに、アスベストを含む危険な物質について検討するための専門家による科学委員会のミーティングを速やかにもつこと、および、これは"建設業の安全衛生の10年"のプログラムとプランとは別につくられるべきことを勧告した。

以上の点および（イギリスの）運輸一般労働組合（Transport & General Union）のNational Secretary、George Henderson 氏のイギリスにおける進展に関する関連した言及を考慮して、理事会は、建設労働組合の代表たちが、そのすべての組合員と家族、関係者、友人たちに対してアスベストの取り扱いと使用の危険性に対する認識を広め、クリソタイル・アスベストの全面禁止の実施を加速させるために、より一層の努力を傾けるべきであることを、決議する。

＊ICIはILOの中に設置された機関

アスベスト規則改正案の諮問期間を延長

U.K. HSE Press Release C25:89, 1998.6.16

（イギリスの）安全衛生委員会（HSC: Health and Safety Commission）は、「アスベスト関係規則・実践コードの改正提案」という諮問文書の諮問期間を1998年7月31日まで延長する（6月号9頁の囲み参照）。

この諮問文書には前例のない多数の要請があったため、当初の在庫はなくなってしまい、現在追加印刷を行っている。7月の第1週までには、お待たせしている方々にお届けできる予定である。

＊この文書は、http://www.open.gov.uk/hse/press/c9825.htm で入手可能。諮問文書本体も、http://www.open.gov.uk/hse/conducs/cd129.htm で入手可能である（PDFファイル形式で約200頁）。

連載54

監督官労災日記

井上 浩
全国安全センター議長

署長会議

外部では署長会議の内容が分からないだろうから、参考までに紹介しておく。(前回に追加)

1976年6月25日(金)雨曇

浦和署において午後1時30分から。

1　局長挨拶

2　関口賃金課長

平均賃金決定及び最低賃金適用除外について説明。8月中に局長通達を出す。

3　上野監督課長

(1) 賃金支払い確保法は監督課所管となる。

(2) 福島信金で残業帰りに交通事故死あり。通報制度検討中である。同様事例報告のこと。

(3) 労基法41条の管理監督者の判断基準は近日中に出る予定。

(4) 民事訴訟に係る裁判所からの書類提出要求は通達により処理すること。

(5) 日本警備保障会社の申告については、本社管轄の東京で行う。

(6) 不払賃金立替払い制度創設に伴い、司法処理基準の一部が改正される予定。

(7) 社内預金の利率の指導基準は8.32%とする。市中金利、5年物貸付信託基準。

4　水越安全衛生課長

(1) 安特・衛特事業場については、5月に監督、6月に指示書交付、7月25日までに局に改善計画書、7月末までには必着のこと。

(2) 日本安全衛生コンサルタント会発足について説明。

(3) 産業医、衛生管理者の完全充足。

(4) 監督の際に健康診断個人票をよく見ること。忘避労働者が多いため。

(5) 安全週間の局長表彰に際し、基準に該当しない事業場を推せんしてくる署あり。注意すること。

(6) 災害調査の局への報告が遅れる例あり。300日かかっている例あり。一定の災害は本省へ行くので、遅くなるものは中間報告すること。

5　局長追加

(1) 賃金支払い確保法は、本省が立法を急いだため、分かり難い法になっているが勉強されたい。

(2) 全労働も関心を持ち、一昨日賃金部長に会った。当局では監督課長が支部と会った。組合の問題として主張した点は次のとおり。括弧内は回答。

① 労災の強適事業で未加入のものも対象に入れるべきだ。(可。そのために未加入の保険料滞納処分まではしたくない。)

② 申告が増加するのではないか。(20～25%増加するのではないか。)

③ 倒産の認定調査はどこまで行うか。(全項目は不要。)

④ 賃金調査官は何人配置するか。(全国9名である。)

⑤ 水増し雇用や高額なものの調査限界は。(行方不明は調査。)

⑥ 立替え払いと司法の関係は。(司法処理基準を改正し送検。)

⑦ 立替え払いの返還処理の担当は。(命令は監督課、管理は労災補償課とする。)

⑧ 担当官研修は。(実施。)

⑨ 制度の周知は。(積極的には行わず。)

署長会議終了後に署長会の連絡あり。

① 入会金　2,000円

② 6・7月分会費計　4,000円

③ 局長への中元分担金　600円

計　6,600円　7月25日までに浦和署長へ納入。

以上の終了後、教職員組合の武蔵野会館で退職3署長(関根・田島・紺野)の送別会。

署勤務の日々

7月21日(水)曇晴

夏休み。近藤書店森住氏来宅し、昼食は2人でドーモンへ行く。日本評論社渡辺氏より夜電話。労災補償のブック頼むと。火星の写真新聞に出る。長生きしてよかった。(森住氏は、朝日新聞"ひと"欄に日本国憲法のまんが本か何かの企画者として紹介された人。数年前の最盛期には年間600回もの講演をしてまわったという話だった。)

7月22日(木)薄曇

署員が基準協会のE氏へ不満があると。(E氏は元中学校長。行政OBではない。) 夜近藤書店山本氏来宅。上野監督課長転勤と。(上野課長は希望して東京局監督課へ監察官として異動。その後都内数署の署長を経て、都内の労災保険指定医の団体の事務責任者として天下り。そのポストは歴代天下りであった。なお、課長から監察官への異動は格が下がった感じがするが、いくら監督課長でもいきなり署長に入ることはむずかしくなっていた。現在では地方の署以外ではもう無理だろう。前述したように、以前は局長になる見込みのない局課長が、いきなり右翼署の署長に天下りする例が多く、地方では困り切っていたので、組合の反対が強かったのである。上野監督課長は、ヒラ監のときに都内に勤務していたので、割りと順調に転入できたようであった。ついでに書くと、監察官としての上野さんは、その勤務状況について局長に非常にほめられて

いた。私はよく監察官時代に対立したが、私の方に非があったのだろう。現在は鹿児島に帰られて療養中である。）

7月26日（月）曇晴

基準協会E事務局長と協会のこと等について話す。署員から聞いていたことと違い、いんぎん。先入観で過早な態度はできない。夜、庶務係の村田女史より母堂死亡と電話。

7月27日（火）晴

村田さん宅葬儀。朝両課長と戸丸監の4人で焼香に行く。香典5,000円。田中元首相逮捕さる。夕方貨物自動車協会の歓送迎会の宴を断り、大宮で戸丸監同期生4名と会う。大宮プラザ。安全衛生点検必携の原稿一部を頼む。峯（前回大阪監督課長と書いたが愛知の誤り。）、亀島の両監督官非常に協力的。（両氏は期限までに完成。原稿料は全員に支払った。）

7月28日（水）曇夜晴

昨日に続き家内労働行政について行政監察局足立監察官他1名来署調査。（ほとんど気にも止めず官官接待もせず。） 昼頃、田島監察官運転で上野課長転勤挨拶のため来署。午後、戸丸監運転で羽生市内の小島染織工業㈱の死亡事故調査に行く。生産性本部藤井氏より講演依頼電話。田口さんの奥さん労災のことで喧し。（田口さんは戸田市居住時代の知人。奥さんが仕事で歩いているときに交通事故で受傷された。浦和署の管轄であるが、労災担当官が、これは交通事故だから自賠責保険から保険金が出るので労災保険から何も出ないと強弁してゆずらなかった。私は、それは労災保険の保険給付のことだけで、労働福祉事業からの特別支給金は支給すべきだと行ってもきかない。私には労災監察官の経歴があり、現在は署長で、しかも労災保険について本まで出しているのに、命令系統が違うのできかなかったのである。結局、最後には支払ったがいやな思いをした。その担当官は当時組合の支部執行委員であり、直属の課長も元支部書記長であったがまことに手こずった。後述すると思うが、次には私の直属の署員がまたどうしてもきかず、私の後任の労災監察官から説明してもらいようやく納得して支払ったことがあった。前者の担当官は現職で死亡し、後者の担当官は後に労働本省に転じ、現在は地方基準局の課長である。労災保険については、現職であった私でも以上のようなことであるから、まして民間労働者がどんなに大へんか分かろうというものである。）

7月29日（木）晴

国労本部松田氏より安衛規定見直しの依頼あり。8月中旬まで。午後、戸丸監と騎西フーズへ。田口夫人のことでまだゴタゴタ。

8月2日（月）曇一時雨

署長会で局長交渉。（土曜に浦和署で署長会を行い、代表者が局長と交渉した。私も代表の一人だったようだが、何を交渉したか記録が残っていない。）

8月12日（木）晴

午前、職員会議。午後局へ。やはりいやなところだ。総評信太氏と安全センター蒲池さんから北海道講演を頼んでくる。夕方有朋会館で新旧監督課長の歓送迎会。安田氏が監督課はいやだったねと。（安田さんは8月1日付けで監察官より浦和署長へ転出。）

8月15日（日）一時小雨

1日中原稿書き。午後安全センター石原さん酒1升持参。

8月20日（金）曇晴

夕方賃金調査の慰労宴を署内で行う。社労士に謝金を支払う。山口、中島、松村の社労士と両課長で浦和へ。（毎年全国的に実施される労働省の賃金調査は、署だけでは対応できないので出入りの社会保険労務士へも協力してもらった。これに対しては労働省から謝金が来たので、それを支払ったのである。実は、それを支払ったことにして、一部を、極端な場合には全額を徴収する署長もいた。それは署員の宴会費とか、本省や局や他局や他署からの来署者に対する官官接待費等として使用された。そのような費用は正規の予算科目にはないからである。私は、そのような慣行は全国的に普及していると思ったが、本年3月7日福島県下で行われた11都県の社労士研究会に招かれた際に実情を聞いてみたところ、全くピンはねの行われていない局署もあるということであった。もちろん驚くような例もなくはなかったが。）

8月22日（日）晴

午後、国労会館で松岡教授と国鉄の安全衛生規定を検討。国労は田中、松田両氏。終って駅地下で飲む。（私は、産業医の職場巡視が労働安全衛生規則15条1項の規定どおり毎月1回以上となっていなくて、年4回以外は保健婦巡視となっていること、工場の総括安全衛生管理者が、工場長でなく2人の次長のうちの庶務次長となっているのは、労働安全衛生法10条2項の「事業の実施を統括管理する者を持って充てなければならない。」という規定からみて問題があると発言した。松岡教授も私の意見に賛意を表されたが、通らなかった。下部の組織でも問題にしているところがあったと後に聞いた。規定は当局が作成し、国労の賛成を得て実行に移されていた。後に聞いたところによると、いろいろと事情があったようである。）

8月24日（火）晴曇

庶務係長と労災係が毎日昼にお茶飲みに出て長時間帰らず。課長著しく不満の情あり。午後、県の熊谷地方庁舎で労働対策協議会。（熊谷労政事務所長主催で、関係の職安所長、労基署長参集。）

8月25日（水）小雨

夏休みを取り、港区福祉会館で安全センターの安全衛生学校講師。細川汀医師、大竹弁護士と会う。総評関東ブロックのオルグ会。原稿料前払いで苦し。（前述した安全衛生職場点検必携の原稿料を5万円だか前払いされたのである。そのため、どうしても期日までに仕上げる必要が生じ追い詰められたのであった。）

8月27日（金）晴曇

昨日は雪印乳業大阪会館3階36号室泊。兵庫生協において午前10時から午後4時まで兵庫安全センターの講演。50名。全く盛り上がらず。組合の割当て出席のためならん。正午、講演で熊蝉が鳴いている。17:10 新大阪発。往復ともに車中原稿を書く。（兵庫安全センターには全逓出身だかの渡部さんが専従で活躍されていた。何度も行ったが、手元のノートで見ると、80年1月18日に市民生協で行われた第6期兵庫県労働者安全学校が最後のように思う。）

8月28日（土）小雨晴

午後熊谷署で県北3署（熊谷、行田、秩父）宴。庭に天幕を張り、ジンギスカン料理。（各署にはお中元やお歳暮の酒、ビールその他があるので気軽に軽宴ができた。時どき二日酔いになることはあっても、私もまだ飲めたのであった。）

第5次粉じん障害防止総合対策推進要綱

平成10年3月31日
基発第147号の4

都道府県労働基準局長殿

労働省労働基準局長

粉じん障害防止総合対策推進運動の展開について

粉じん障害防止総合対策の一層の徹底を図るため、関係事業者団体及び事業場の自主的な活動に基づく粉じん障害防止総合対策推進運動(以下「推進運動」という。)を行うこととし、本省においては、労災指定団体を中心とする事業者団体等に対して、別添1及び2(注：別添2は省略)のとおり推進運動の実施及び協力を要請したので、各局においても、本省要請団体の支部に対する推進運動の取組を指導されたい。

また、各局独自に、本省要請団体以外の粉じん作業に関係する団体に対しても、別添3を参考に推進運動の実施及び協力を要請するとともに、広報活動を行うことにより、推進運動の積極的展開を図られたい。

なお、各局における推進運動に係る実施指導状況については、別添4(注：省略)により報告されたい。

平成10年3月31日
基発第147号の2

別記事業者団体の長宛て

労働省労働基準局長

粉じん障害防止総合対策運動の実施について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。さて、粉じん障害の防止対策に関しましては、昭和56年度より4次にわたり粉じんに係る適切な作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育等の徹底を内容とする総合的な対策を推進してきたところであり、また、平成3年度からは関係団体及び事業場の自主的な取組による粉じん障害防止対策の一層の徹底を図るため粉じん障害防止総合対策推進運動の実施をお願いしてきたところであります。

その結果、じん肺の新規有所見者数は、減少してきているものの、依然として平成8年において新規に600人を超える有所見者が発生していること、アーク溶接作業等について粉じんの有害性等の認識が薄いこと、事業場における作業環境評価が十分でないこと等から、別添1のとおり平成10年度を初年度とした5か年計画による第5次粉じん障害防止総合対策推進要綱を策定したところです。

つきましては、貴団体及び会員事業場の自主的な取組による粉じん障害防止対策の一層の徹底を図るため、平成10年度より、別添2(注：省略)の粉じん障害防止総合対策推進運動の実施要綱に基づき、粉じん障害防止総合対策推進運動を実施するようお願いいたします。

また、実施に際しましては、別添3(注：省略)を参考に自主点検表を作成し当該推進運動の進捗状況等を把握しつつ計画的に実施していただくようお願いいたします。

なお、貴団体に係る本運動の実施計画について、別添4(注：省略)により、平成10年7月末日までに、また、貴団体が策定した本運動の実施計画に基づく貴団体における本運動の実施状況について(様式任意)、平成14年7月末日までに、小職あてに報告して下さい。おって、貴団体において粉じん対策に係る好事例、効果のあった啓発手法等がございましたら、今後の指導、啓発の参考とさせていただきますので、御報告いただきますようお願いいたします。

別記事業者団体

日本ゴム工業会／社団法人セメント協会／日本硝子製品工業会／日本陶業連盟／耐火物協会／全国赤煉瓦協会／炭素協会／コンクリートポールパイル協会／全国コンクリート製品協会／全国ヒューム管協会／社団法人石膏ボード工業会／ロックウール工業会／研削材工業協会／社団法人日本鉄鋼連盟／普通鋼電炉工業会／日本フェロアロイ工業会／社団法人日本鋳物工業会／社団法人日本ダイカスト協会／社団法人日本強靭鉄協会／日本鋳鍛鋼会／社団法人日本非鉄金属鋳物協会／社団法人全国鐵構工業協会／社団法人鉄骨建設業協会／社団法人日本橋梁建設協会／社団法人日本機械工業連合会／社団法人日本電気工業会／社団法人日本造船工業会／社団法人日本中型造船工業会／財団法人日本小型船舶工業会／社団法人日本造船協力事業者団体連合会／社団法人自動車産業経営者連盟／日本石炭協会／日本鉱業協会／社団法人日本砕石協会／日本石材協会／石灰石鉱業協会／社団法人日本砂利協会／社団法人日本下水道管渠推進工法協会／社団法人日本建設業協会／社団法人全国中小建設業協会／社団法人日本港運協会／社団法人日本アルミニウム合金協会／日本可鍛鋳鉄工業会／社団法人日本土木工業会／社団法人日本溶接協会

別添1

第5次粉じん障害防止総合対策推進要綱

第1　目的

粉じん障害防止総合対策推進要綱(以下「要綱」という。)は、第5次粉じん障害防止総合対策(以下「総合対策」という。)の効果的推進を図り、中長期的な観点に立脚した粉じん作業に関する適正な作業環境管理、作業管理及び健康管理を推進することによって、じん肺の発生及び進行を防止することを目的とする。

なお、じん肺新規有所見者の発生を一層減少させるため、じん肺新規有所見者の発生数が多いアーク溶接作業及び発生率が高いトンネル建設工事業における粉じん作業に対する対策の徹底を図ることとする。

第2　計画の期間

平成10年度から平成14年度までの5か年とする。

第3　総合対策の重点事項

総合対策の計画期間中において行うべき対策の重点事項は、以下のとおりとする。

1　アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策の推進
2　トンネル建設工事業における粉じん障害防止対策の推進
3　特定粉じん作業に係る粉じん障害防止対策の推進
4　離職後の健康管理の推進

第4　具体的実施事項

総合対策を推進するに当たり、各重点事項ごとに以下の対策を実施するものとする。

1　アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策の推進

(1) 粉じんの有害性の認識の徹底

アーク溶接作業については、事業者、労働者の双方に粉じんの有害性に係る認識を深めるため、安全衛生セミナーその他集団指導、関係団体の各種会議等の場において、粉じんの有害性について一層の周知を徹底するとともに、アーク溶接作業に従事する労働者に対して特別教育に準じた教育を実施するものとする。

なお、労働安全衛生規則第36条第3号に規定する特別教育の機会をとらえ、粉じんの有害性、呼吸用保護具の使用方法等についての教育も併せて実施するものとする。

(2) 粉じん作業場の明示等

アーク溶接作業を行う作業場には、粉じん作業場であることの明示及び呼吸用保護具の適正な着用方法等の必要な事項についての掲示等を行うものとする。

(3) プッシュプル換気装置等の普及を通じた作業環境改善の推進

アーク溶接作業については、事業者に対し、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置をはじめとする粉じんの発散防止対策を推進し、作業環境の向上を行うものとする。

特に、製品に溶接欠陥を生じさせる等作業によっては、局所排気装置の設置による粉じんの発散防止対策が困難な場合もあるといわれているが、これらの中にはプッシュプル型換気装置の設置により、溶接欠陥を生じさせることなく有効な発生源対策が可能となる場合があると考えられることから、この場合は、プッシュプル型換気装置の導入を推進するものとする。

(4) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

イ　呼吸用保護具の着用の徹底

粉じん障害を防止するためには、密閉化、湿潤化により作業場内に粉じんを発生させないこと又は局所排気装置若しくはプッシュプル換気装置等により作業場に発生した粉じんを除去することにより、良好な作業環境とすることが原則であるが、これらの作業環境の改善措置が困難な作業については、呼吸用保護具の着用を徹底するものとする。

ロ　呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

呼吸用保護具については、型式検定に合格したもの又は昭和57年12月14日付け基発第767号に規定する電動ファン付き呼吸用保護具(JIS T8157電動ファン

付き呼吸用保護具を含む。）であるほか、個々の労働者に適したものとなるよう留意すること。また、呼吸用保護具は、平素から点検及び手入れを励行して本来の性能を保持することが重要である。このため、平成8年8月6日付け基発第505号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理を徹底するものとする。

なお、これに当たっては、呼吸用保護具のフィルターの交換日等を記録する管理台帳を整備するとともに、各作業場ごとに、呼吸用保護具の適正な着用、取扱い方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行う「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者の資格を有する者その他労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図るものとする。

(5) 健康管理対策の一層の推進

イ　じん肺の有所見者に対する健康管理教育の推進等

じん肺有所見者のじん肺の進行を防止するため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、平成9年2月3日付け基発第70号「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進するものとする。

ロ　じん肺健康診断及びその結果に基づく事後措置の徹底

粉じん作業に従事する労働者のじん肺健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置の徹底を図るものとする。特に、じん肺有所見者に対しては、労働者の実情等を勘案した上で、じん肺管理区分が管理2の労働者に対しては粉じんばく露の低減措置、管理3イの労働者に対しては粉じんばく露の低減措置又はじん肺法（昭和35年法律第30号）第21条第1項の勧奨を行った場合における粉じん作業以外の作業への転換措置、管理3ロの労働者に対しては粉じん作業以外の作業への転換措置が、それぞれ取られるようにするものとする。

2　トンネル建設工事業における粉じん障害防止対策の徹底と健康管理の推進

(1) 特別教育の徹底等

特定粉じん作業に従事する労働者に対する特別教育の実施の徹底を図るとともに、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する労働者についても、特別教育に準じた教育の実施を図るものとする。

(2) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

第4の1の(4)と同様の対策を推進するものとする。

(3) 健康管理対策の一層の推進

第4の1の(5)と同様の対策を推進するものとする。

(4) 元方事業者に対する指導

元方事業者は、関係請負人が行う粉じん障害防止対策について、必要な指導を行うこと。特に、特別教育及び健康管理教育等に対する指導及び援助を行うとともに、事業場内に、昭和54年8月29日付け基安発第19号「特定粉じん作業に係る特別の教育の推進について」及び昭和61年7月16日付け基安発第30号「建設業粉じん作業特別教育指導員講習の実施について」に基づく粉じん作業特別教育指導員（インストラクター）を養成するものとする。

3　特定粉じん作業に係る粉じん障害防止対策の推進

(1) 作業環境測定及びその結果に基づく適正な措置の徹底

特定粉じん作業については、粉じん障害防止規則に基づき局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、湿潤化、密閉化等の措置が規定されているところであるが、屋内作業場において良好な作業環境を維持するためには、これら粉じんの発散防止対策の有効性を確認する必要がある。このため、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場においては、作業環境測定の実施を徹底するものとする。

なお、作業環境測定を実施した結果、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に基づく評価が第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場については、粉じん障害防止規則第26条の3及び第26条の4に基づき、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他必要な措置を講じるとともに、同規則第26条第3項に基づき、改善措置の内容を記録するものとする。

(2) 局所排気装置等の検査及び点検の実施の徹底

局所排気装置又はプッシュプル型換気装置及び除じん装置については、所要の性能を発揮するように定期的な検査を実施することが重要である。このため、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置及び除じん装置について、法定の定期自主検査及び点検の実施を徹底するとともに、1月に1回以上の頻度で自主的な点検を実施すること。

なお、法定の定期自主検査及び点検並びに自主的な点検については、それぞれの設備ごとに「検査・点検責任者」を選任するものとする。また、局所排気装置及び除じん装置の定期自主検査については、それぞれ局所排気装置の定期自主検査指針（昭和58年2月23日付け自主検査指針公示第5号）及び除じん装置の定期自主検査指針（昭和58年2月23日付け自主検査指針公示第6号）に基づき実施するとともに、検査・点検責任者については、昭和58年10月11日付け基発第563号「局所排気装置等の定期自主検査者等養成講習について」（以下「563号通達」という。）に定める「局所排気装置等の定期自主検査者講習」を修了した者を充てることとする。

さらに、系列下にある事業場における局所排気装置等の検査及び点検の実施の徹底を図るため、可能な限り親企業の労働者が563号通達に定める「局所排気装置等の定期自主検査インストラクター養習」を受講し、その者が系列下にある事業場の検査・点検責任者に必要な知識及び技能を付与させるものとする。

その他、粉じんの発生源を密閉する設備、湿潤な状態に保つための設備並びに湿式型さく岩機及びその水源についても、その日の作業を開始する前に点検し、これらの施設、設備が所要の性能を発揮するよう留意するものとする。

(3) たい積粉じん対策の推進

粉じん作業場の作業環境を改善する方策の一つとして、作業場を常に清潔に保ち、床面等のたい積粉じんによる2次発じんを防止することが重要である。このため、粉じん作業を行う場所においては、毎日の清掃及び1月に1回以上のたい積粉じん除去のための清掃を行うため、責任者（以下「たい積粉じん清掃責任者」という。）を選任するものとする。

なお、たい積粉じん除去のための清掃の実施に当たっては、水洗又は真空掃除機を用いる等、清掃による粉じんが起こらないよう注意することとし、特に遊離けい酸含有率が高い粉じんを発生する工程を有する場合には、入念な清掃を実施するものとする。

また、これら事項の徹底を図るため、粉じん障害防止総合対策推進月間その他の機会をとらえ「大清掃運動」を展開するものとする。

(4) 特別教育の徹底等

第4の2の(1)前段と同様の対策を推進するものとする。

(5) 健康管理対策の一層の推進

第4の1の(5)と同様の対策を推進するものとする。

4　離職後の健康管理の推進

(1) 離職するじん肺有所見者等の健康管理対策の推進

じん肺は、粉じん作業に従事してから長期間を経て有所見となることがあるため、じん肺健康診断の結果を長期間にわたり管理していくことが、じん肺の健康管理を推進する上で重要である。このため、粉じん作業に従事させていた又は粉じん作業に従事させたことがある労働者が事業の完了等で事業者の管理から離れるに当たって、雇用期間内のじん肺健康診断結果証明書等の離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、労働者に提供するとともに、当該書類の意義について労働者に十分理解させることとする。

じん肺有所見者が離職して事業者の管理から離れた後は、じん肺の健康管理を離職者自らが行わなければならないところである。このため、じん肺管理区分が管理2、管理3イ又は管理3ロの離職予定者に、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を配付し、じん肺の進行及び合併症を防止するため離職後の健康管理について周知させるものとする。

なお、既にじん肺管理区分が管理2、管理3イ又は管理3ロとなっている離職者に対してもガイドブックを活用した健康管理を推進することとし、必要に応じて、こうした離職者にガイドブックを配布するものとする。

(2) 離職予定者の健康管理手帳交付申請の推進

健康管理手帳の交付要件を満たす労働者の離職が予定される場合には、ガイドブック等を参考として離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知するものとする。

5　総合対策の重点事項に掲げられていない作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

総合対策の重点事項に掲げられていない作業又は業種についても、必要に応じこれまでの総合対策の手法を用いて粉じん障害防止対策を推進することとする。

第5　基本的手法

総合対策を推進する上で労働省が用いる主な手法は、以下のとおりである。

1　関係団体等に対する指導の実施

(1) 労働災害防止団体、事業者団体に対する指導

労働災害防止団体の本部支部、関係労災指定団体の本部支部等に対し、要綱に基づいた粉じん障害防止総合対策の推進について要請するとともに、関係事業者団体にしても、事業者団体及び会員事業者による自主的な取組みによる粉じん障害防止対策推進運動の実施を要請するものとする。

また、労働災害防止団体、主要な産業における関係事業者団体等類似の粉じん作業を有する団体等を対象として、研究会、専門委員会等の設置を要請し、具体的な粉じん障害防止対策に関する検討、粉じん作業に係る改善事例の紹介等の活動の推進を要請するものとする。

(2) 粉じん作業関連機器メーカー等に対する指導

アーク溶接機、グラインダー等主要な粉じん作業関連機器のメーカー、輸入業者等の団体に対し、粉じん障害防止規則についての周知を図るとともに、機器の使用説明書、カタログ等に粉じん障害防止規則に基づく必要な対策について盛り込むよう指導するものとする。

2　トンネル建設工事発注者に対する要請

トンネル建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すため、都道府県労働基準局と国の出先機関、都道府県及び市町村といった地方自治体等との間の発注機関連絡会議等を通じて、粉じん障害防止対策を講ずる

ための発注条件について要請を行うこととする。

3　中小規模事業場に対する粉じん障害防止対策の推進

(1) 融資制度の周知普及等の推進

中小規模事業場においては、作業環境測定及びじん肺健康診断の実施が徹底されていないことから、必要に応じて中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の活用について指導することとする。

(2) 粉じん障害防止対策のモデルとなる事業場の育成とその成果の普及

中小規模事業場における粉じん障害防止対策を推進するため「粉じん障害防止モデル事業」(以下「モデル事業」という。)を実施し、粉じん障害防止対策のモデルとなる事業場の育成をとおして、モデルとなる事業場における改善の成果の周辺事業場への周知・普及を推進することとする。

(3) 産業保健推進センター及び地域産業保健センターの活用による粉じん防止対策の推進

イ　産業保健推進センターの活用

粉じん障害防止対策が効果的に実施されない事業場に対し、産業保健推進センターにおける専門家による健康相談、作業環境改善等に係る相談事業の活用を図ることとする。

ロ　地域産業保健センターの活用

地域産業保健センターにおいて医師等による相談が受けられることについて周知を図り、じん肺健康診断結果に基づく適切な健康管理対策等の実施を推進することとする。

なお、地域産業保健センターの相談窓口に出向くことが困難な場合には、地域産業保健センター事業における事業場への個別訪問を活用し、医師等による健康管理等への指導・助言、作業場の巡視及び改善の助言、労働者からの健康問題に関する相談への対応等による、適切な健康管理対策等の実施の推進について要請することとする。

4　啓発活動の実施

(1) 粉じん障害防止総合対策強化月間

第4次粉じん障害防止総合対策に引き続き、全国労働衛生週間準備月間を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、関係団体等に対する改善事例発表会等各種行事の開催要請、積極的な広報活動の展開等を要請することとする。

(2) 粉じん対策の日

局所排気装置の点検、たい積粉じん除去のための清掃、呼吸用保護具の点検等の定期的な実施を推進するため、毎月特定の日を粉じん対策の日と定め、掲示するよう要請することとする。

(3) 広報活動等

粉じん障害防止に係るパンフレット等を活用し、事業者、労働者の粉じん障害防止に関する認識を深めることとする。

また、関係団体等に対し、当該団体の広報誌等に粉じん障害防止に係る情報を掲載するよう要請することとする。

5　適正なじん肺健康診断の実施の促進

適正なじん肺健康診断の実施を促進するため、産業医、じん肺健康診断に携わる医師、診療放射線技師、臨床検査技師等に対する「じん肺診断技術等研修」を実施することとする。

また、適正なじん肺健康診断を推進するため、健康診断実施機関に対し、「総合精度管理事業」に積極的に参加するよう指導することとする。

6　粉じん障害防止対策に関する調査研究の推進

粉じん作業に係る工法、作業方法の変化に対応した調査研究の実施、医学の進歩等に対応したじん肺健康診断技術等の研究開発等に努め、粉じん障害防止対策の進展に資することとする。

別添3

粉じん障害防止総合対策推進運動実施要綱

関係事業者団体及び事業場における粉じんの障害防止対策の一層の徹底を図ることにより、粉じん作業に従事する労働者の健康障害を防止するため、下記により粉じん障害防止対策推進運動(以下「推進運動」という。)を実施することとする。

記

Ⅰ　実施者

関係事業者団体及び事業場

Ⅱ　実施期間

平成10年度から平成14年度まで

Ⅲ　実施事項

1　主として事業者団体が実施する事業

(1) 粉じん障害防止対策について、業界紙、ポスター、パンフレット等により会員事業場に対し広報及び啓発を行うこと。

なお、全国労働衛生週間準備月間(9月)を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定めることにより推進運動の趣旨の徹底を図ること。

(2) 業界団体首脳等による会員事業場のパトロールを実施すること。

(3) 研究会及び専門委員会等の活動により、粉じん作業に係る改善事例集の発行等を通じて改善事例について会員事業場への普及等を図ること。

(4) 会員事業場に対し、毎月特定の日を「粉じん対策の日」と定め、たい積粉じん除去のための清掃、局所排気装置等の点検等毎月行うべき対策について計画的に実施するよう周知させること。

(5) たい積粉じん対策のより一層の徹底を図るため「大清掃運動」を実施すること。

(6) 粉じん障害防止対策に関する教育に使用するわかりやすい教材の整備に努めること。

(7) 自主点検表等による業界単位の自主点検を実施すること。

(8) 実施期間中の会員事業場等の粉じん障害防止対策の進捗状況等を確認すること。

2　主として事業場が実施する事項

(1) 経営首脳者等による粉じん作業場のパトロールを実施すること。

(2) 生産設備、生産工程及び作業方法の改善、原材料の変更等による粉じんばく露の低減化のための検討及び対策の実施を図ること。

(3) 事業場の規模に応じて、産業医、衛生管理者、衛生推進者(安全衛生推進者)等の選任及び職務の徹底を図ること。

(4) 「検査・点検責任者」を選任し、局所排気装置等の1年以内ごとに1回の自主的な点検の実施を徹底すること。

(5) 毎月特定の日を「粉じん対策の日」と定め、たい積粉じん除去のため清掃、局所排気装置等の点検、職場巡視等を計画的に実施すること。

(6) 「たい積粉じん清掃責任者」を選任し、毎日の清掃及び月1回以上のたい積粉じん除去のための清掃の実施を徹底すること。

(7) 作業環境測定の実施及びその結果に基づく適正な作業環境管理の実施の徹底を図ること。

(8) 「保護具着用管理責任者」を選任し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。

(9) じん肺健康診断の実施及び管理区分に応じた作業転換等の事後措置の徹底を図ること。

(10) じん肺の有所見者に対し、健康管理教育の充実を図ること。

(11) 特別教育の計画的実施の徹底及びアーク溶接作業等特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する労働者に対する特別教育に準じた教育の実施を図ること。

(12) 系列企業を含めた粉じん障害防止対策の推進を図ること。

プレス機械・シャーの安全装置構造規格にPSDIの特例

平成10年3月26日
基発第130号

都道府県労働基準局長殿

労働省労働基準局長

制御機能付き光線式安全装置に対するプレス機械又はシャーの安全装置構造規格及び動力プレス機械構造規格の適用の特例について

プレス機械の安全装置又は動力プレス機械については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第42条の規定により労働大臣が定める規格(プレス機械又はシャーの安全装置構造規格(昭和53年労働省告示第102号)又は動力プレス機械構造規格(昭和53年労働省告示第116号)を具備しなければ、譲渡、貸与、設置が禁止されているところである。近年における技術の進歩等により、手等の身体の一部で光線を遮ったときに自動的にスライドを停止させ、光線を遮らなくなったときに自動的にスライドを起動させる機能を併せ持った制御機能付き光線式安全装置(Presence Sensin Device Initiation。以下「PSDI」という。)が、実用化され、産業現場に導入されつつある。)

PSDIは、起動ボタンを押す必要がないことから、作業量の軽減に資する反面、労働者の意思に関わらずスライドが起動することから、災害に結びつくおそれが高いものであり、PSDIの導入に当たっては、従前のプレス機械

に対する安全対策に加えて、安全囲いの確実な設置等PSDIに即した安全対策を講じる必要がある。このような状況を踏まえ、PSDIをプレス機械の安全装置として導入する際の安全基準等を下記のとおり取りまとめたので、関係事業場等に対して周知徹底を図るとともに、その適正な取扱いに遺憾なきを期されたい。なお、プレス機械の安全装置及び動力プレス機械の型式検定代行機関及び製造者団体に対しては、それぞれ別添1（注：省略）及び2（注：省略）のとおり通知したので、了知されたい。

記

第1　プレス機械の安全装置

1　基本的事項

次の2の安全基準を満たすときは、プレス機械の安全装置についてはプレス機械又はシャーの安全装置構造規格（昭和53年労働省告示第102号。以下「安全装置構造規格」という。）第30条の規定に基づき、同規格に適合する光線式安全装置と同等以上の性能があると認め、同規格第1条及び第29条並びに第4章の規定を適用しないこととすること。

2　PSDIをプレス構械に適用する場合の安全基準

(1) PSDIが適用できるプレス機械の範囲

PSDIが適用できるプレス機械は、プレス機械構造規格に適合する機械のうち、急停止機構及び再起動防止機構を備え、光線式安全装置が適用できるものであって、次に掲げる条件を満たすものとすること。

イ　ボルスター面の高さが床面から750mm以上であること（プレス機械に安全囲いを設け、かつ、開口部の最下端が床面から750mm以上の高さにあるものを除く。）。

ロ　ボルスターの奥行きが1,000mm以下であること。

ハ　ストローク長さが600mm以下であること（プレス機械に安全囲いを設け、かつ、開口部の最下端と最上端の寸法差が600mm以下であるものを除く。）。

ニ　機械式プレスにあっては、オーバーラン監視装置の設定角度が15度以内であること。

(2) 定義

イ　防護範囲の定義

PSDIを適用するプレス機械のスライドによる危険からの防護すべき範囲（以下「防護範囲」という。）は、スライドの下面をその最上位置からボルスターの上面まで作動方向に移動してできる空間領域とする。

ロ　安全距離

次の式により算出した値（S）をいうこと。

$S=1.6(T_1+Ts)+C$

（単位　mm）

この式において、T_1、Ts及びCは、それぞれ次の値を表すものとすること。

T_1：手が光線をしゃ断した時から急停止機構が作動を開始する時までの時間

Ts：急停止機構が作動を開始した時からスライドが停止する時までの時間

C：存在検出装置の光軸を遮光したときに、手等の身体の一部が既に存在検出装置の光軸と光軸の間に侵入しているために付加しなければならない追加距離であり、当該存在検出装置の検出能力（連続遮光幅の値又はPSDIの存在検出装置の検出範囲の下端と安全囲いとの透き間の値のうち、大きい方の値を採るものとする。）に応じて次表で定まる値

検出能力（mm）	追加距離（mm）
14以下	0
14超20以下	80
20超30以下	130

(3) PSDIの構造、取付け等に関する要件

PSDIは、防護範囲に労働者の手等の身体の一部が進入するおそれのある箇所（材料又は製品を出し入れするために必要な箇所で、PSDIの存在検出装置によって防護されている箇所を除く。）は、次に掲げる要件を満たす安全囲いを備えたものであること。

ただし、安全囲いに代えて光線式安全装置を用いる場合にあっては、当該安全装置を防護範囲から安全距離以上離して設けなければならないこと。

イ　安全囲いの構造及び取付け

安全囲い及び安全囲いとプレス機械の取付部は、労働者の手等の身体の一部が防護範囲に進入することを防止するため十分な強度を有するものであること。

ロ　安全囲いの種類

安全囲いは、次のいずれかの要件を満たすものであること。

(1) 固定ガード

固定ガードにあっては、プレス機械本体に溶接等により固定して取り付けられ、容易に取り外せない構造であること。

(2) 可動ガード等

全体若しくは一部分がヒンジ等により可動し、開放できる構造又は全体若しくは一部分が着脱でき、開放できる構造の安全囲い（以下「可動ガード等」という。）にあっては、次の要件を満たすインターロックを備えていること。

a　可動ガード等を開き又は取り外したときには、インターロックが作動して、スライドを作動できないようにすること。

b　インターロック用のリミットスイッチ等には、労働者による不意の接触や意図的な無効化ができないように、覆い等が設けられたものであること。

c　インターロック用のリミットスイッチ等は、その回路を二重化し、一方の回路に故障が生じたときにあってもスライドが作動できないようにすること。

ハ　側面に設ける安全囲い

プレス機械の側面に設ける安全囲いに格子状の部材を用いる場合にあっては、部材間の距離は30mm以下とし、防護範囲と安全囲いの間の距離を、次表に定める値以上とすること。

ニ　下部に設ける安全囲い

労働者の手等の身体の一部が、PSDIの存在検出装置の検出範囲の下端とボルスター上面の間を通って防護範囲に進入するおそれがある場合に、PSDIの存在検出装置の検出範囲の下端と安全囲いとの透き間は、30mm以下とすること。

部材間の距離（mm）	防護範囲と安全囲いの間の距離（mm）
6以下	6
6超　8以下	20
8超12以下	50
12超16以下	100
16超25以下	150
25超	200

ホ　PSDIの外箱

PSDIの存在検出装置、超動装置等には、十分な強度を有する外箱を設けること。

ヘ　検出感度の固定

検出感度を調節できる機能を有するPSDIの存在検出装置（自動的に検出感度の調節が行われるものを除く。）にあっては、製造者等により適切な感度に調節してプレス機械に取り付けられた後に、プレス機械を使用する事業者が容易に調節できない構造であること。

ト　PSDIの存在検出装置の取付け

PSDIの存在検出装置は、安全囲いのフレームに確実に固定する等プレス機械を使用する事業者が容易に位置を変更し、又は、容易に取り外すことができないように取り付けるものであること。

チ　安全距離

PSDIの存在検出装置は防護範囲から安全距離以上離して設けなければならないこと。

(4) PSDIの機能等に関する要件

PSDIをプレス機械の光線式安全装置として使用するときは、安全装置構造規格第2条から第12条までの規定を満たすとともに、次に掲げる要件を満たすものであること。

(4)-1 PSDIの存在検出装置

イ　外来光線等に対する感応性

PSDIの存在検出装置の受光器は、投光器から照射される光線以外の光線に感応して、又は、受光器の各受光ユニットは、対応する投光器の投光ユニットからの光線以外の光線に感応して、それぞれ、スライドが作動しない構造のものであること。

ロ　連続遮光幅

PSDIの存在検出装置の連続遮光幅は、30mm以下であること。

ハ　状態表示

PSDIの存在検出装置は、労働者が次に示す状態を容易に確認できる表示ランプ等を備えたものであること。

（イ）電源の状態

（ロ）光線の通光又は遮光

（ハ）機能の有効又は無効（有効又は無効の切替えスイッチを備える場合に限る。）

（ハ）装置の異常の有無

ニ　検出範囲の表示

PSDIの存在検出装置は、当該装置の検出範囲を外箱等の容易に確認できる位置に表示するものであること。

(4)-2 PSDIの起動装置

イ　PSDIのモードの選択

PSDIのモードの選択は、行程の切替スイッチ、操作の切替スイッチ等を使用しなければ行うことができない構造のものであること。

ロ　PSDIのセットアップ操作

PSDIのセットアップは、スライドが上死点又は上限に停止している状態において、運転準備のためのスイッチ操作をしなければ行うことができない構造のものであること。

ハ　PSDIによる起動のための遮光回数（ブレーク数）

PSDIによってスライドを起動させるときの光線の遮光回数（ブレーク数）は、1回又は2回とし、遮光回数の切替は、キースイッチにより行う構造のものであること。

ニ　急停止機構が作動した後の再起動操作

スライドの作動中に存在検出装置が機能してスライドが急停止した場合は、PSDI以外の手動操作によってスライドを上死点又は上限に戻し、かつ、セットアップ操作を行わなければ、再びPSDIによる起動を行えない構造のものであること。

ホ　PSDIのタイマー

PSDIには、次の要件を満たすタイマーを備えること。

（イ）設定時間内にPSDIによる起動を行わない場合は、PSDIによる起動ができなくなり、かつ、再び

セットアップ操作しなければ、PSDIによる起動ができないものであること。

(ロ)タイマーの設定時間は、120秒以内であること。

ヘ　PSDIモードの選択及びセットアップ用のスイッチ

PSDIには、PSDIモードを選択するためのキースイッチ及びセットアップ用のスイッチを備えるものであること。PSDIのセットアップスイッチは、その数が一つであり、かつ、労働者が危険の及ばない場所からプレス機械のスライドの牽作動範囲を確認し、操作作できる位置に設置されていること。

ト　PSDIモード等の状態の表示

PSDIには、PSDIモードを選択した状態について労働者が容易に確認できる表示がなされているとともに、PSDIが可能になった状態について労働者が容易に確認できる表示装置を備えていること。

(4)-3 PSDIの電気回路

イ　停電、停電後の通電、電圧降下、回路故障、誤操作等の対策

PSDIの存在検出装置、起動装置等の電気回路は、停電、停電後の通電、電圧降下、回路の故障、誤操作等の際にスライドによる危険を防止することかできるものであること。

ロ　作動性

PSDIは、作動時における応答時間の安定化、チャタリングの防止の対策が施され、円滑な作動ができる構造のものであること。

(5) 表示

安全装置には、次の事項が表示されているものであること。

イ　製造番号
ロ　製造者名
ハ　製造年月
ニ　安全装置としてPSDIを採用していること
ホ　使用できるプレス機械の種類、圧力能力ストローク長さ及び金型の大きさの範囲
ヘ　存在検出装置の連続遮光幅(単位　ミリメートル)
ト　存在検出装置の検出する有効高さ(単位　ミリメートル)
チ　存在検出装置の検出する有効距離(単位　ミリメートル)
リ　存在検出装置の遅動時間(単位　ミリセカンド)
ヌ　存在検出装置の安全距離(単位　ミリメートル)

第2　安全プレス

1　基本的事項

次の2の安全基準を満たすときは、危険防止機能としてPSDIを用いる安全プレスについては動力プレス構造規格(昭和52年労働省告示第116号)第52条の規定に基づき、同規格に適合する安全プレスと同等以上の性能があると認め、同規格第51条及び第4章の規定を適用しないこととすること。

2　危険防止機構としてPSDIを用いることができる安全プレスの安全基準

(1) PSDIを用いることができるプレス機械の範囲

PSDIを用いることができるプレス機械は、急停止機構及び再起動防止機構を備え、第1の2の(1)のイからニまでの条件を満たすものとすること。

(2) 定義

イ　防護範囲の定義

第1の(2)のイの防護範囲をいうものであること。

ロ　安全距離

第1の(2)のロの安全距離をいうものであること。

(3) PSDIの構造、取付け等に関する要件

PSDIは、防護範囲に労働者の手等の身体の一部が進入するおそれのある箇所(材料又は製品を出し入れするために必要な箇所で、PSDIの存在検出装置によって防護されている箇所を除く。)は、第1の2の(3)のイからニまでに掲げる要件を満たす安全囲いを備えたものであること。

ただし、安全囲いに代えて光線式安全装置を用いる場合にあっては、当該安全装置を防護範囲から安全距離以上離して設けなければならないこと。

また、PSDIの存在検出装置等の取付け等については、第1の2の(3)のホからチまでに掲げる要件を満たさなければならないこと。

(4) PSDIの機能等に関する要件

PSDIを安全プレスの危険防止機構として使用するときは、動力プレス機械構造規格の規定(第4章の規定を除く。)を満たすとともに、第1の2の(4)の(4)-1から(4)-3に掲げる要件を満たすものであること。

(5) 表示

安全プレスには、動力プレス機械構造規格第51条各号の表示項目のほか、次の事項が表示されているものであること。

イ　危険防止機構としてPSDIを採用していること
ロ　使用できる金型の大きさの範囲
ハ　存在検出装置の連続遮光幅(単位　ミリメートル)
ニ　存在検出装置の検出する有効高さ(単位　ミリメートル)
ホ　存在検出装置の検出する有効距離(単位　ミリメートル)
ヘ　存在検出装置の遅動時間(単位　ミリセカンド)
ト　存在検出装置の安全距離(単位　ミリメートル)

注目される損害額の算定法

大阪●佐川急便腰痛訴訟に地裁判決

●毎日朝6時から深夜まで

「午前6時ころ大阪支店に出勤し、担当トラックに積み込まれた荷物の確認や荷物の積込みをした後、午前9時ころ大阪支店を出発し、担当区域である大阪市城東区鴫野西の配達及び集荷を行っていた。さらに原告は、無線で指示された場所に赴いて4トントラックから荷物を受け取り、これをさらに配達していた。また、当日配達の荷物(本着便)あるいは翌日遠方配達の荷物(Z便)を4トントラックが待っている場所(ドッキング場)に届け、再び、4トントラックから荷物を受け取って配達する等、1日中、配達及び集荷作業を行っていた。そして、午後10時ころ大阪店に戻った後も、荷物の積卸しや仕分け作業等を行っていたため、全ての業務が終了するのは午後11時ころであり、午前零時を過ぎることも珍しくなかった」。

言わずと知れた佐川急便の労働者の働き方である。この1日を、1週間に1回の休みを除いて繰り返し続ける。

大阪地方裁判所は、佐川急便に勤める労働者中西幸一さんに発症した腰痛について争われていた損害賠償請求訴訟で4月30日に言い渡した判決の中でこのように労働実態を認定した。判決は、ほとんど常軌を逸する長時間の過酷な労働実態が腰痛を引き起こしたと明確に認定し、安全配慮義務を果たしていなかった佐川急便の責任を指摘、中西さんの全面的勝訴となる結論を導き出した。

●働き続けて腰痛に

中西さんは、1986年2月に佐川急便の入社面接を受け、年齢制限から同社への入社は断られたものの、下請会社であった仁淀運輸に採用され、就職した。下請会社といっても仁淀運輸は、事務所が佐川急便の敷地内にあり、業務の内容は全く佐川急便の仕事と変わりがなく、以降、同社の社員と渾然一体となってトラックによる荷物の運送作業に従事することになった。給料も佐川急便の封筒で受け取っていたという。6時に出勤、仕事が終わるのが普通で午後10時、遅ければ午前零時をまわるという働き方は、この時から始まった。

2年後、佐川急便の社員になり、前述のような勤務が毎日続いたのであった。中西さんが当時取り扱っていた荷物は、主として一般雑貨であったが、中には重さ約80kgの荷物もあり、トラックへの積み込み、積卸しは全て手作業で行い、台車が使えない場所では配達、集荷も手作業で行っていた。

こうした仕事を続けていて、1988年暮れ頃になって中西さんは始めて腰痛を感じるようになったという。1989年11月頃積込み作業中に腰痛を感じたが、繁忙期であったので病院にはいかず、12月下旬になって、トラックから降りたときに右股関節に激しい痛みを感じ、何とか午前中の仕事を続けることができたものの、昼過ぎ頃には、運転席でうずくまってしまった。

その後も同僚に仕事を手伝ってもらいながら運転手としての業務を続けたが、他の従業員に迷惑がかかるという理由で、構内での荷物の受付や仕分け等の業務に従事することになった。しかし翌年1990年になっても症状がよくならず、病院に受診、腰痛症の診断を受け休業して治療に専念した。

早くよくなって仕事に復帰したい中西さんは、病院を転々としながら、通院、入院を繰り返したが、完治せず、傷病手当金の給付も切れる時期が近づいた1991年5月末頃、上司から職場に復帰するように求められ、再度構内での荷物の受付、仕分け等の仕事に従事することになった。しかし、荷物を扱う業務であることには変わりはなく、腰痛症がよくならないままの

状態が続くことになる。

●辞めてから治療したら？

その後、佐川急便の過酷な労働実態が社会問題化し、労働省や運輸省からの改善指導が出される中で、1993年に中西さんは労働組合を結成、委員長に選出された。ところが同社は、組合員個々に脱退を迫り、その結果中西さんひとりが残る結果となってしまった。以降は、従来2人で行う荷受け作業を1人でやるよう命じられたり、様々な嫌がらせが始まったという。そうした状態の中、1993年11月の夕方5時頃、荷受け作業中に45kgの金型を両手で持ち上げたところ、腰と足に激痛が走り、早退したいと主任に願い出たのに、6時の終了時刻までは仕事を続けるように指示をされるありさまだった。

その後、医師による休業加療を要するという診断を受け、以降労災保険による療養に入った。もちろん、労災保険による療養を求めた際にも、「会社を辞めてから治療をしたら」というような返答が返ってくる始末で、労基署からの指導があって始めて請求書に証明印を押すという状態であった。

●会社主張を全面的に退ける

判決は、こうした事実関係を全て認め、佐川急便側がいちいち争う主張を展開したものの、全て採用しなかった。

そして、使用者が負うべき安全配慮義務について、労働省の昭和45年基発第503号「重量物取り扱い作業における腰痛の予防について」を引用、これを具体的基準として判断をしている。引用部分は以下のとおり。

「人力を用いて重量物を直接取り扱う作業における腰痛予防のため、使用者は、①満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う重量は55kg以下になるように努め、また、55kgを超える重量物を取り扱う場合には2人以上で行うよう努め、そしてこの場合各々の労働者に重量が均一にかかるようにすること、②取り扱うものの重量、取り扱いの頻度、運搬距離、運搬速度等作業の実態に応じ、休息または他の軽作業と組み合わせるなどして、重量物取扱い時間を適正にするとともに、単位時間内における取り扱い量を労働者の過度の負担とならないよう適切に定めること、③常時、重量物取扱い作業に従事する労働者については、当該作業に配置する前及び6か月ごとに1回、(1)問診(腰痛に関する病歴、経過)、(2)姿勢異常、代償性の変形、骨損傷に伴う変形、圧痛点等の有無の検査、(3)体重、握力、背筋力及び肺活量の測定、(4)運動機能検査(クラウス・ウェーバー氏テスト、ステップテストその他)、(5)腰椎エックス線検査について、健康診断を行い(ただし、(5)の検査については当該作業に配置する前及びその後3年以内ごとに1回実施すれば足りる)、この結果、医師が適当でないと認める者については、重量物取り扱い作業に就かせないか、当該作業の時間を短縮するなど、健康保持のための適切な措置を講じること」。

この通達は、新通達である1994年9月の基発第547号「職場における腰痛予防対策の推進について」により廃止されたが、新通達はさらに詳しく予防対策を策定したものであり、判決文は、その点についても触れ、当時の基準としてこの内容を採用している。

判決文は通達に照らしての判断として、「ときには約80kgに及ぶ重量物を1人の従業員に取り扱わせていた上、社会問題にまで発展するほどの長時間労働を従業員に強いていたものであって、さらに腰痛予防を目的とした健康診断も実施していなかった」と指摘、さらに「被告が前述した安全配慮義務を尽くしていれば、原告が腰痛を発症し、あるいはこれを増悪させ、その結果、長期間にわたって休業治療のやむなきに至ることはなかったこともまた明らかである」、と結論づけた。

●責任の所在を明確に認定

佐川急便側が、45kgのものを周囲の者に手伝ってもらわなかったことが原因であるとして過失相殺を主張した点については、以下のとおり判断し完全に退けた。

「被告が前述した安全配慮義務を尽くしていれば、そもそも原告が腰痛を発症し、あるいはこれを増悪させることもなかったのであり、そうであれば、原告が平成5年11月22日に約45kgの重量物を運んだだけで腰痛になることもなかったと容易に推認されるから、右作業によって生じた腰痛も、前述した被告の安全配慮義務違反と相当因果関係があることは明らかである。そして、原告が運んだのは約45kgの荷物であり、前期通達によっても1人で持ち運ぶことが予定されている重量物であったから、当時の原告の腰の状態を考慮しても、右程度の重量物を1人で運んだこと自体を過失と評価することはできないというべきである」。

もともと、中西さんの腰痛症と発症前の作業実態を考えれば、原因は誰の目にも明らかだったといえるが、裁判では表立ってその事実を明らかにし、責任の所在を確認する役割を果たすものとなったといえよう。もはや、この働き方の異常さは誰にも否定できないものということが、判決文で示されている。

●腰痛による収入低下も考慮

ところで、判決文では賠償額の算定について、注目すべき判断をしている。

原告は、運転手としての仕事をしていて、それが原因となって腰痛症となり、構内業務にかわったのだから、逸失利益の算定は休業直前の平均収入ではなく、運転手のときの収入を基礎とすべきと主張、その額を日額約2万5千円とすることを求めた。これに対し、判決は、次のとおり判断する。

「ところで右平均収入(運転手をしていたときの収入)は、被告が安全配慮義務に違反する過重労働を原告に強いていたときの収入であるところ、仮に被告が前述した安全配慮義務を尽くしていれば、原告が右程度の収入を得ることはできなかったと推認される。そうするとこれを基礎として原告の逸失利益を算定することは相当でないというべきである」。

被告が主張する、月額40万1千円については、「腰痛のため労働能力が低下していた」ときの月額であり、到底採用できないとし、「被告の業務の内容、原告の年齢等本件に顕れた一切の事情を考慮し、日額1万8千円を基礎とするのが相当である」とした。

「一切の事情」の根拠が明確には示されていないが、過重労働による疾病の損害賠償における平均収入の算定基準についての判断として注目されよう。

●放っておけない佐川の姿勢

現在、原告の中西幸一さんは全港湾建設支部の組合員として、佐川急便の職場に復帰している。常軌を逸した働き方により被災し、「治療をしたいなら退職しろ」と言われながら職場に踏みとどまり、あきらめずに堂々と労災としての治療に専念し、労働組合員として復帰した。あらゆる手立てを尽くして支援を続けた全港湾建設支部の取り組みと、弁護団の努力により「当たり前の」価値観を押し通した結果のこの判決は、高く評価されてしかるべきであろう。また、職場復帰を果たしたということについても、労災被災者に大きな勇気を与える事例として注目されよう。

もちろん性懲りもなく控訴して争い続ける佐川急便の姿勢は、とても世間に通用させてはならないものであり、その意味で今後の闘いが重要であることは言うまでもない。皆様の御支援をお願いしたい。

関西労働者安全センター
事務局長　西野方庸

基金審査会で通勤災害逆転認定

東京●長距離自転車通勤は合理性なし？

東京都八王子市の清掃事業所に勤務していたKさんは、1996年3月7日、自宅から自転車で出勤途中に、交差点で後方から左折してきた乗用車に衝突され、転倒し、頭部、左肩部、右大腿部を路面に打ちつけた。Kさんは救急車で搬送され、A脳

神経外科病院で頭部・全身打撲と診断、さらに同日B整形外科医院を受診したところ、右肩甲骨打撲兼挫傷および右腸骨・右大腿打撲と診断された。

Kさんが8年前に当局に提出していた通勤届によると、その経路・方法は、電車、路線バスを利用し、距離約20km、所要時間約60分(実時間80分)とされており、この届出に基づいて決定された通勤手当を支給されていた。

しかし、Kさんは4年ほど前からは、通常、上記の経路・方法によらずに、自宅から勤務場所までの距離約10kmを自転車で、約45分かけて通勤していた。

Kさんは、地方公務員災害補償基金東京都支部に通勤災害として認定請求を行ったが、同支部は1996年6月28日付けで通勤災害非該当認定処分を行い、同支部審査会も1997年5月15日付けで審査請求を棄却した。その理由は以下のとおりである。

「本件災害の通勤経路が『合理的な経路・方法』に該当するか否かが問題となるが、『合理的な経路・方法』とは、社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に認められる経路をいうものである。そして、適当な交通機関がなく、徒歩、自転車による通勤をせざるを得ないと社会通念上認められる場合を除き、徒歩、自転車による遠距離の通勤は疲労による注意力不足によって通勤に伴う危険性が増大すると予想されるので、『合理的な経路・方法』と認めることはできない」。

Kさんは組合(自治労八王子市職員組合)の支援も受けて再審査請求を行っていたが、1998年5月22日付けで、基金審査会は、処分を取り消し、通勤災害と認める裁決を行った。以下、裁決書の結論部分を御紹介する。

「(1) 上記の合理的な経路とは、社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に用いられる経路をいい、定期券による経路、通勤届に記載された経路などがこれに該当するが、これらに限られるものではなく、一般に用いると認められる経路が複数あるときは、いずれも合理的な経路と認められる。また、合理的な方法とは、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合、自家用自動車、自転車等を本来の用法にしたがって使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法をいい、当該職員が平常用いているか否かにかかわらず、一般に合理的な方法と認められる。

(2) 請求人の被災当日における通勤の経路及び方法は、通常用いている自宅から勤務場所まで距離約10kmを自転車で約45分かけて通勤するもので、当該経路は、自動車の交通量が多く、しかも自転車の通行帯が整備されていない道路が大半を占める等、一定の危険を伴っており、また、坂や階段もあるものの、自転車の通行が禁止されている区間はなく、特に遠距離というほどのものではない。

支部長及び支部審査会はこのような自転車による通勤は、心身を消耗し、注意力を著しく低下させ、危険を伴うこととなるので、合理的なものと認めることはできない旨の判断を示しているが、請求人は長期間にわたりこのような自転車通勤を行っていること、通勤届にある通勤の経路及び方法と比べても距離が短く、時間も短縮されていること等からみて、合理的なものと認められる。

(3) なお、請求人は、上記のとおり、平成6年4月以降、通常は通勤届記載のものとは異なる経路及び方法により通勤している。通勤の方法を変更しながら、長期間にわたって所定の届出を行うことなく、通勤の実情に反した通勤手当の支給を受けていることは、著しく適正を欠いているといわなければならないが、通勤災害に関する制度上はこのことをもって、被災当日の請求人の通勤が合理的な経路及び方法によるものではなかったとすることはできない。

以上の諸点から総合的に判断すると、本件傷病は通勤に起因したものと認めるのが相当である。」

「指曲がり症」2次申請9名認定

兵庫●奈良、高知、千葉に続く決定

自治労兵庫県本部は、昨年3月21日に県下53名の給食調理員の『指曲がり症』について公務災害への認定を申請し(途中十数名が申請を取り下げたので約40名が認定申請)、本年2月に9名が公務上と認定されました。約40名の認定申請に対して9名の認定とはあまりにも低率なのですが、約40名のうちの3分の1を今回公務上外の判断をしたものと伝え聞いています。残り3分の2の申請者への公務上外の裁決がいつ頃なされるのか全く不明です。「迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体に代わって補償を行なう基金の制度」とはかけ離れた対応と言わざるをえません。非常に大きな不満を禁じ得ませんが、職場環境・作業環境の改善と合わせて進められている『指曲がり症』認定闘争の成果も含めて評価する必要があります。

『指曲がり症』認定闘争は、1988年に自治労が一斉認定運動を展開し、4年後の1992年に全国で164名の認定申請に対して71名(最終的には172名中73名)が認定されました。そのうち兵庫県は20名中10名が公務上と認定されました。

給食職場は、切傷、火傷などの公務災害の多発職場ですが、同時に頸肩腕障害、慢性腰痛症なども多発しているにもかかわらず、これら慢性の運動器疾患については認定が非常に制限されてきました。『指曲がり症』を公務上と認定させたことは、「給食現場に(ケガ、ヤケドの災害性の公務災害はあっても)職業病はない」との認識を事実をもって基金にくつがえさせたのです(その後の経過をみると、残念ながら認識はいまだに「職業病はない」と留まっているようですが)。

自治労兵庫県本部は、昨年給食調理員53名の認定申請に際して決起集会をおこない、その中で『指曲がり症』、『腰痛』などの非災害性職業病の再発防止などの取り組みに対する問題意識がひろがり、多くの単組、職場で臨職、パート職員の正規化をはじめ、人員増、職場環境を快適職場に改善、パラフィン浴装置の設置、職員健康診断項目の充実と改善、労働安全衛生委員会と職場安全点検活動の活発化などで成果をあげてきました」と自信にみなぎる報告をされています。

1988年の自治労による一斉認定運動のあと、奈良県橿原市の学校給食調理員5名が『指曲がり症』の認定申請をおこない、半年後に5名とも公務上と認定されました。高知県、千葉県でも公務上認定を勝ちとられたと聞いています。今回自治労兵庫県本部は、第2次申請と位置付けて県下一斉の認定闘争を取り組んでいます。全国的にみて1988年の一斉認定運動の後、この兵庫県の取り組みがひとつの大きな山場と言えるのではないでしょうか。その意味でも基金の「迅速かつ公正な」判断を求めたいものです。

『指曲がり症』をめぐる闘いは、取り組むべき課題がまだまだ残されています。1988年の一斉認定運動で公務外とされた給食調理員のうち島根県安来市1名と豊中市2名が、公務外の処分の取り消しを求めて、昨年あいついで裁判に提訴しました。兵庫県でも同じく裁判闘争の準備が進められています。また、公務上と認定された調理員のみなさんの中で、その後、症状が固定した人は障害補償請求を行っていますが、長い人で3年以上も支給決定がなされないままという異常な事態もおこっています。さらに、兵庫県の『指曲がり症』の取り組みの中で、「手根管症候群」という職業性の疾患が複数認められ、新たな認定闘争の準備も進められています。これらの取り組みに田島診療所としても積極的に支援していきたいと考えています。

田島診療所事務長　神崎敏則

料亭配膳係の手根管症候群

東京●転医後分も業務上と認定

Mさん(女性47歳)が東京東部労災職業病センターに相談にきたのは昨年10月。東京・神田淡路町の高級料亭の配膳係を約7年間勤務していたが、1996年2月頃から手首に痛みを感じはじめ、1997年7月、激痛となり全く動かせなくなる。

病院では手根管症候群と診断され、事情を話したところ労災ではないかということになり、会社も協力してとりあえず労災申請を行った。ところが、中央労働基準監督署から「申立書(本人用、同僚用、会社用)」の提出を求められ、会社は対応できずに、本人に申請を取り下げさせようとしていた。

とりあえず、センターから会社に援助するので申立書を作成しましょうと電話で話し、会社も協力することを約束した。ところがよく聞いてみると、主治医の方も、まだ痛みも腫れもひどいのにもかかわらず、治ゆしたとして休業補償請求書を提出してしまっていた。

病院で話を聞いたところ、院長である主治医が病院を辞める前に、「跡を濁さず」で片づけてしまったらしい。ひどい病院である。すぐにひまわり診療所に転医し、療養補償の請求も行って監督署に事情を説明した。中央監督署では、以前同様のケースで転医後の分を業務外にしたこともあり、少なくともひまわり診療所の意見書を求めずに業務外決定はするなと念を押したが確約は得られなかった。

本人、同僚、支配人から聴き取りをして申立書を作成した。たしかに大仕事で、労働者名簿や作業日報に写真まで提出せよ、とされている。幸い同僚も支配人も協力してくれて作成することができた。そして、2月にひまわり診療所以前の分の業務上決定がなされ、続いて5月、ひまわり診療所請求分の業務上決定もなされた。SHC

東京東部労災職業病センター

乗客による暴力事件の労災認定

東京●JRは確認できぬと事業主証明せず

勤務中、第三者(乗客のこと)による暴力を受け、それが原因で「脳梗塞」を起こし、左半身麻痺となった東京・JR中野駅の高橋義雄さんが、3月25日、新宿労働基準監督署から労働災害と認定された。

会社(JR東日本)が「事実確認ができないので事業主証明はできない」との態度をとるなかで、国労八王子支部内に労災対策委員会を設置。2年半に及ぶ闘いのなかで労災認定という最善の形で結果が出た。

乗客からの暴力事件が発生したのは1995年10月18日のこと。終着電車の社内点検をしていた高橋さんは、「中央線に事故が多い」と文句をいって降車しない男性をようやく説得し、電車から降ろした後、背後から後頭部付近を殴られた。

高橋さんは、当日同僚にその事件を伝え、翌日家族に「警察に寄ってから帰宅する」と伝えたものの、会社には報告しなかった。以前暴力を受けたとき、助役に報告しても取り合ってもらえなかったため、報告するだけ無駄と考えたからだ。

労基署が、特に関心を示したことは、「会社は暴力が発生した場合、どのように対応してきたのか。目に見える大きなケガでもしない限り何もしてこなかったのではないか」ということだった。

会社が事業主証明を出してくれたら難しい問題ではなく、調査の必要もなかった。民間会社なら、少し話をすればすぐに証明する問題だ。今回の問題を通してJRには、これだけ乗客からの暴力が多発している実態をあらためて認識してほしかった。もうひとつは、そうした実態がある中で「事業主証明をしない」という対応を改めるべきだが、JRには理解してもらえなかった。

職場では、第三者加害は一向になくならない。本社とガードマンが夜間巡回をしようが、その目の前でナイフをもって詰め寄ってくる客がいたり、煙草を投げつけられる、唾をはきつけられるといった問題はなくならない。深夜の一人作業をはじめ労働条件改善に向け職場からの闘いが求められている。SHC

「全労協」第99号から転載

反RSI・腰痛キャンペーン

海外短信●*Workers' Health International Newsletter*

■ハーバード大学の学生の75%がRSIに罹患していると、同大学学生保健課長であるDavid Rosenthal 医師は指摘。1996年には、卒業生たちによってRSI支援グループも作られた。マサチューセッツ工科大学(MIT)でも問題が起きており、同大学の David Diamond 医師によると、年間6件程度の深刻な事例があるとのこと。

■腰痛は労働の不満や非自律性によって増加するとの研究結果が、マンチェスター大学のAlan Silman 教授らの4,500人の労働者を対象にした調査で明らかになった。

■アメリカのNIOSH(国立労働安全衛生研究所)が、RSIと仕事の因果関係について、「有力な証拠」があると発表。労働省のOSHA(労働安全衛生庁)も早急に人間工学的基準を作成するとしている。一方、ヨーロッパ労連(ETUC: European Trade Union Confederation)を中心にした反RSI・腰痛キャンペーンがヨーロッパ規模で行われている。

■1997年にカリフォルニア州で、RSIを防止する新しい法律が施行された。10人以上雇用する会社にしか適用されず、2人以上患者が出ないと会社は罰せられないなど問題点が多く、これでは防止できないと労働組合や安全衛生関係者は批判している。

■キーボードメーカーがRSI患者から損害賠償を求められていた裁判で、原告の訴えを認める判決が初めて下された。これは、同種の訴訟を多数抱えているアップル社にとって打撃であろう。同社は以前から対応が最も悪い会社であり、同社で働く労働者も改善を求めてきた経過がある。

■イギリスで、RSIが原因で働けなくなったのは会社の責任だと元工場労働者が会社を訴えていた裁判について、54,000ポンドで和解解決。

■アメリカの情報産業従事者の労働組合であるニューズペーパーギルドと共同研究したウィスコンシンマディソン大学の間工学者 M. J. Smith 氏は、ストレスや労働編成、生産要求がRSIの原因であると語る。彼によると、人間工学的改善はRSI予防に最も役立つが、それを実施できる労働者はほとんどいない。RSIは後遺症が残る労災の30%を占め、とくに手根管症候群は休業が長引くことが多い。

■国際運輸労連(ITF: International Transport Workers' Federation)によると、多くの女性船員労働者がセクハラやいじめの被害に遭っている。これは労働条件のみならず、安全に関わる重大問題と、女性部の Sarah Finke さんは語る。

■イギリスで「いやがらせ防止

法」(The Protection from Harrassment Act, 1997)が成立、職場の嫌がらせが違法とされるようになった。

■1980年半ばまでは、セクハラについての法律を持っている国はほとんどなかったが、1990年半ばでは、36もの国々が特別法を持っている。

■ヨーロッパの労働者の3分の1が不満を感じていることが、1997年の International Survey Research の調査で明らかになった。満足度の高い国は、スイス、デンマークの66%、オランダの64%の順。逆に低い方は、ハンガリーの53%とイギリスの53%など。

■ヨーロッパ農業労働者連盟の調査によると、ヨーロッパの農業労働者の5人に1人が農薬等による病気を経験している。

■ヨーロッパでは、夏の休暇に安上がりの旅として、暖かい南ヨーロッパに向かう人も多いが、交通事故も少なくない。検察官も「事故は疲労とスピードのカクテルだ」と語り、運輸労働組合の事務局長も「事故はアクシデントではなく、雇用主によるきつい労働条件が原因」と言う。

■アメリカで最もよく使われている有機溶剤のひとつである Metylene Chloride の規制が緩和されようとしている。AFL-CIO(労働組合のナショナルセンター)は、新しい緩い協定を結ばないよう警告している。

■アメリカの NIOSH(国立労働安全衛生研究所)の神経学の研究者らが、有機溶剤など10種類の物質と脳神経疾患との因果関係を確認した。

■フロリダに住む2人の男性が、化学物質の貨物を取り扱ったために病気になり、働けなくなったとして、会社のDHLを相手取る裁判を起こした。

■アメリカ連邦政府運輸省は、カリフォルニア州のマリファナの医学的使用を容認する姿勢に強く難色を示し、安全衛生担当者は医学的処方があっても禁止とする見解を出した。

■船員国際研究センター等が、海上の安全確保と船員のモラルを維持するために、いろいろな国や地域出身者の意思疎通についての研究を進めている。

■イギリスの公共サービス労働組合である UNISON が、安定してかつ環境に優しい公共交通システムを提唱している。

■アメリカの EPA(の環境保護庁)が、蒸気機関車からの窒素酸化物などの規制に関する法律を定めた。

■OECD(経済開発協力機構)が、チェコ共和国で、化学物質移動登録制度(PRTR)の中央、東ヨーロッパ諸国における適用に関する会議を開催した。これらの国では旧ソビエトの影響で「公開」に関して非常に経験が不足している。

■スウェーデンでは、毎年学校で35,000人もの子供や若者たちが事故や暴力の犠牲になっている。調査を行ったスウェーデン労働生活研究所のEwa Menckel 氏によると、「学校の作業環境が2、30年前と変わっていない、理由のひとつに、労働組合のように彼等を代表するものがいないことだろう」とのことである。

■1997年2月シアトルで、国際運輸労連(ITF)に属する航空乗務員とボーイング社の重役とが初めて会合をもった。航空機の操縦に実際携わるユーザーの立場から、製造メーカーに対して、よりよいデザインや環境を提言しようというもの。

■イギリスの列車運転士は口ひげはだめだとか、ポケットに軽食類を入れてはいけないなど、いろいろな会社の規則に縛られている。違反するとポイントが付けられて、それが多くなると呼び出しを受けたりもする。

■フィンランドの労働省は、地方自治体で週ごとに労働時間を変化させるという労働時間短縮の試みを実施し、労働者の健康増進と失業者対策に役立てる計画。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail joshrc@jca.ax.apc.org HOMEPAGE http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/

東 京	●東京労働安全衛生センター	E-mail etoshc@jca.ax.apc.org	
	〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階	TEL (03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766	
東 京	●三多摩労災職業病センター		
	〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5	TEL (0423)24-1024 /FAX(0423)24-1024	
東 京	●三多摩労災職業病研究会		
	〒185-0012 国分寺市本町3-13-15 三多摩医療生協会館内	TEL (0423)24-1922 /FAX(0423)25-2663	
神奈川	●社団法人 神奈川労災職業病センター	E-mail VZW01150@niftyserve.or.jp	
	〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505	TEL (045)573-4289 /FAX(045)575-1948	
新 潟	●財団法人 新潟県安全衛生センター	E-mail KFR00474@niftyserve.or.jp	
	〒951-8065 新潟市東堀通2-481	TEL (025)228-2127 /FAX(025)222-0914	
静 岡	●清水地域勤労者協議会		
	〒424-0812 清水市小柴町2-8	TEL (0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889	
京 都	●京都労働安全衛生連絡会議		
	〒601-8432 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階	TEL (075)691-6191 /FAX(075)691-6145	
大 阪	●関西労働者安全センター	E-mail koshc@osk2.3web.ne.jp	
	〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602	TEL (06)943-1527 /FAX(06)943-1528	
兵 庫	●尼崎労働者安全衛生センター		
	〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付	TEL (06)488-9952 /FAX(06)488-2762	
兵 庫	●関西労災職業病研究会		
	〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部	TEL (06)488-9952 /FAX(06)488-2762	
広 島	●広島県労働安全衛生センター		
	〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル	TEL (082)264-4110 /FAX(082)264-4110	
鳥 取	●鳥取県労働安全衛生センター		
	〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内	TEL (0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090	
愛 媛	●愛媛労働災害職業病対策会議		
	〒792-0003 新居浜市新田町1-9-9	TEL (0897)34-0209 /FAX(0897)37-1467	
高 知	●財団法人 高知県労働安全衛生センター		
	〒780-0010 高知市薊野イワ井田1275-1	TEL (0888)45-3953 /FAX(0888)45-3953	
熊 本	●熊本県労働安全衛生センター		
	〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック	TEL (096)360-1991 /FAX(096)368-6177	
大 分	●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター		
	〒870-0036 大分市寿町1-3 労働福祉会館内	TEL (0975)37-7991 /FAX(0975)34-8671	
宮 崎	●旧松尾鉱山被害者の会		
	〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14	TEL (0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404	
自治体	●自治体労働安全衛生研究会	E-mail sh-net@ubcnet.or.jp	
	〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階	TEL (03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432	
(オブザーバー)			
福 島	●福島県労働安全衛生センター		
	〒960-8103 福島市船場町1-5	TEL (0245)23-3586 /FAX(0245)23-3587	
山 口	●山口県安全センター		
	〒754-0000 山口県小郡郵便局私書箱44号		